

行政常任委員会

令和 6 年 3 月 1 3 日（水）

午前 9 時 5 9 分開 会

○南委員長 おはようございます。昨日に続き、行政常任委員会を開催いたします。

本日の欠席通告者は、病気のため村田幸隆委員、同じく内山左和子委員でございます。

本日の審査は、建設課と教育委員会の二つを行いたいと思います。

前年度の建設課の審査は、時間的に 90 分かかっております。そして、教育委員会のほうは、162 分もかかっているということで、今日は二つを終了いたしたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、建設課付託の議案第 16 号、令和 5 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 9 号）の議決についてから説明をお願いいたします。

建設課長。

○塩津建設課長 おはようございます。建設課です。よろしく申し上げます。

それでは、議案第 16 号、令和 5 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 9 号）の議決についてのうち、建設課に係る予算について御説明いたします。

まず、歳入から説明させていただきます。

通知いたします。補正予算書の 16、17 ページを御覧ください。

14 款国庫支出金、2 項国庫補助金、5 目土木費国庫補助金につきましては、補正前の額 4,180 万 6,000 円に対しまして、補正額 1,585 万 1,000 円を減額し、2,595 万 5,000 円とするものです。内容は、1 節道路橋梁費補助金 1,481 万 2,000 円の減額で、これは道路メンテナンス事業補助金の額の決定によるものでございます。次に、2 節住宅費補助金 103 万 9,000 円の減額で、これは、木造住宅耐震診断及び耐震補強工事の申込み件数が、当初の見込みより減となったためであります。

次の 18、19 ページを御覧ください。

15 款県支出金、2 項県補助金、5 目土木費県補助金につきましては、補正前の額 1,247 万 4,000 円に対しまして、補正額 821 万 1,000 円を減額し、426 万 3,000 円とするものです。内容は、1 節土木費補助金 821 万 1,000

0円の減額です。これは、先ほどの国庫支出金と同様、住宅耐震診断及び耐震補強工事の件数が見込みより減となったための110万円の減額と地籍調査補助金について県からの補助金が確定したため、711万1,000円の減額となったものでございます。

次に、3項委託金、3目土木費委託金につきましては、補正前の額486万4,000円に対しまして、70万1,000円を減額し、416万3,000円とするものです。財源内訳は、1節港湾費委託金70万1,000円の減額です。内容は、尾鷲港港湾施設清掃業務委託金32万1,000円の減額、尾鷲市海岸清掃業務委託金38万円の減額で、県からの委託金の額の確定によるものでございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

通知いたします。補正予算書の34、35ページを御覧ください。

4款衛生費、4項下水道費、1目下水道整備費につきましては、補正前の額1,385万円に対しまして、補正額600万円を減額し、785万円とするものでございます。財源内訳は、一般財源が600万円の減額です。内容は、下水道整備事業の14節工事請負費600万の減額で、これは、2年ごとに、中川・矢の浜幹線下水路のしゅんせつを行っておりましたが、今年度は、台風や大雨が少なく、土砂のしゅんせつの必要がなかったことから、これを減額するものでございます。

補正予算書38、39ページを御覧ください。

7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費につきましては、補正前の額4,623万9,000円に対しまして、補正額947万2,000円を減額し、3,676万7,000円とするものでございます。財源内訳は、国県支出金が711万1,000円の減額、一般財源が236万1,000円の減額でございます。内容は、地籍調査事業の12節委託料873万9,000円の減額です。これは地域調査事業の県補助金額の確定に伴い、減額するものでございます。

2項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費につきましては、補正前の額2,577万9,000円に対しまして、補正額44万円を減額し、2,533万9,000円とするものでございます。財源内訳は、一般財源44万円の減額です。内容につきましては、備品購入費44万円の減額でございます。

次の40、41ページを御覧ください。

2項道路橋梁費、2目道路維持費につきましては、補正前の額1億320万円に対しまして、補正額2,416万6,000円を減額し、7,903万4,000円とするものでございます。財源内訳は、国県支出金が1,481万2,000円の減額、

地方債が850万円の減額、一般財源85万4,000円の減額です。内容につきましては、委託料431万4,000円の減額及び工事請負費1,985万2,000円の減額です。これは道路メンテナンス事業に係る交付額の決定により減額するものでございます。

詳細につきましては、担当主幹より御説明いたします。

○内山建設課主幹兼係長　それでは、通知します。委員会資料1ページを御覧ください。

この資料は、国への交付申請を行う道路メンテナンス事業の橋梁に関する一部資料であります。

赤字部分ですが、本年度交付額の決定に伴い、事業費の減となりました。ですが、前年度事業費の減額により減工となっていた、赤字にあります梶賀第一トンネルの残工事について事業追加によりこれを完了しまして、橋梁については、繰越しを含め交付額を全額利用できるよう、事業の進捗を図っているところであります。

説明は以上となります。

○塩津建設課長　それでは、通知させていただきます。補正予算書の40、41ページにお戻りください。

次に3項河川費、2目砂防費につきましては、補正前の額2,300万円に対しまして、補正額610万円を減額し、1,690万円とするものでございます。財源内訳は、地方債600万円の減額、一般財源10万円の減額です。内容は、砂防事業の18節負担金、補助及び交付金610万円の減額です。これは三重県が事業主体となって、現在、市内2地区での急傾斜地崩壊対策事業、これを進めていただいておりますが、県の事業費の確定に伴い、本市の負担金を減するものでございます。

次に、4項港湾費、1目港湾管理費につきましては、補正前の額1,455万1,000円に対しまして、補正額69万9,000円を減額し、1,385万2,000円とするものでございます。財源内訳は、国県支出金70万1,000円の減額、及び一般財源2,000円の増額でございます。内容につきましては、港湾整備維持補修費の12節委託料69万9,000円の減額で、内訳は、尾鷲市海岸清掃業務委託料37万9,000円の減額、尾鷲港港湾施設清掃業務委託料を32万円の減額です。

次に、5項都市計画費、1目都市計画総務費につきましては、補正前の額1,902万円に対しまして、補正額273万5,000円を減額し、1,628万5,0

00円とするものです。財源内訳は、その他特定財源273万5,000円の減額です。内容につきましては、都市計画一般事務費の12節委託料273万5,000円の減額で、これは、尾鷲南IC簡易パーキング清掃維持管理業務委託料でございまして、施設の一部供用開始が遅れましたため、清掃業務の委託期間が短くなったためでございます。

次に、2目街路事業費につきましては、補正前の額5,042万5,000円に対しまして、補正額2,100万円を増額し、7,142万5,000円とするものです。財源内訳は地方債2,100万円の増額です。内容につきましては、一般街路整備事業の18節負担金、補助及び交付金2,100万円の増額です。これは、県が事業主体となって進めていただいております都市計画道路尾鷲港新田線整備事業につきまして、県が事業の進捗を図るため補正予算の確保をしたことにより、事業費が増額になったことに伴う市の負担金の増額分でございます。

次に、6項住宅費、1目住宅管理費につきましては、補正前の額2,964万7,000円に対しまして、補正額283万6,000円を減額し、2,681万1,000円とするものでございます。財源内訳は、国県支出金213万9,000円、一般財源69万7,000円の減額です。内容につきましては、住宅管理一般事務費の12節委託料28万3,000円の減額と、次ページを御覧ください、18節負担金、補助及び交付金255万3,000円の減額でございます。これは歳入のほうでも説明させていただきましたが、木造住宅耐震診断及び耐震補強工事の申込み件数が当初の見込みより減となったためであります。

ここで、通知させていただきます。補正予算書の8ページのほうを御覧ください。第2表繰越明許費補正でございます。

まず、7款土木費、2項道路橋梁費、事業名、橋梁長寿命化修繕事業の繰越しにつきましては、前年度からのトンネル工事を先行して完了させたことにより、今年度中に残り橋梁事業の完成が見込めなくなったため、945万7,000円を令和6年度に繰り越し、事業を早期に完成させることでストック効果の発現を図りたいと考えているものでございます。

次に、3項河川費、事業名、急傾斜地崩壊対策事業の繰越しにつきましては、事業主体である県において、国からの補正予算の確保を行っていただいた結果、今年度中の事業完成の見込みがなくなったため、負担金685万円を令和6年度に繰り越すものでございます。

なお、事業実施地区としましては、宮ノ上地区と坂場地区でございます。

詳細につきまして、担当主幹より説明させていただきます。

○内山建設課主幹兼係長 それでは、通知します。委員会資料2ページを御覧ください。

○南委員長 お願いします。

○内山建設課主幹兼係長 急傾斜事業に係る尾鷲市負担金が確定した本年度事業費並びに繰越明許費に係る一覧の表となっております。

表左側が三重県事業費、右側が尾鷲市負担金と大まかに分けさせていただいております。事業費に対する負担金率としましては、10%と5%となっております。

表の右下を御覧ください。

今年度市負担金の当初予算では2,300万円となっておりますが、三重県の事業費が確定したことから、市負担金が1,690万円となり、そのうち今年度支払い分として1,050万円、令和6年度繰越明許費が685万円となっております。県工事に繰越しが生じたことに伴い、市負担金についても繰越しを行うものであります。

説明は以上でございます。

○塩津建設課長 それでは、以上で、議案第16号、令和5年度尾鷲市一般会計補正予算（第9号）に係る建設課の説明を終了いたします。

よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願いいたします。

○南委員長 ありがとうございました。

○濱中委員 43ページの木造住宅耐震補強等補助金なんですけれども、初めに見込んだ数と現在使われている数を教えてください。

○上村建設課主幹兼係長 今年度、当初4件で見込んでおりました。現在のところ、今回2件の補正をさせていただいたんですけれども、現在のところ申込みはゼロになっています。

○濱中委員 これだけ災害も目の前で見ながら、かなり古いおうちに住んでいる方も多い中で、これが使われないというのは、国からも県からも出ているお金なので、そちらからの基準もあるのかなとは思うんですけれども、これが初めに、この補助金として準備された頃よりもずっと耐震の方法って、いろんなやり方が出てきていると思うんです。住宅全体の耐震ではなくて、一部でも、こういうふうにして安全を確保できますよというような方法もある中で、それだけ使われないということは、どういうところが使いにくさやと思われますか。

○上村建設課主幹兼係長 例年申込みが2件ぐらいで推移していたんですけれど

も、昨年度、若干ちょっと問合せ件数が増えたというのが、ちょっとあります。ニーズに対応する形で我々、聞き取り調査とかを行いまして、事業量を見込んでおりましたが、やはり、補強工事費の高騰ですとか、御本人さんの体調とかの都合により、取りやめが相次いだということが今年度の原因となっております。

○濱中委員　これは、補助をいただくためには、どの程度の耐震工事をやるというような基準があるわけですか。

○上村建設課主幹兼係長　一応数値で表されるんですけども、結果が0.7以上にしなさいというふうな形となっています。

○濱中委員　というと、やっぱり全体、おうち全体の補強につなげるというための補助金ですね。

そうなると、やっぱり多額の費用ということにもなるんですけども、これは、尾鷲市の裁量で、そういった補強の方法であるとか程度を、もちろん耐震の数字は大事なんやということは理解するんですけども、一部耐震化をするとか、そういったことを地域の裁量に任せただけのところはないということによろしいですか。

○上村建設課主幹兼係長　一応、国県の補助金では、こういったレベルでの耐震をしてくださいというふうなのがございます。

独自で、例えば市独自でそういった補助金をつくることも考えられなくもないのですが、ただ基準としては、やはり、おうち自体が全体的に崩れないようにしていただくというのが目標とはなるとお思いますので、その辺も含めて、あと、ちょっとした軽微な耐震ということもくはないのしょうけれども、やはり町全体で考えたときには、うちが倒れないというのがやはり公としての立場ですので、その辺ちょっとまた検討させていただきたいとお思います。

○南委員長　よろしいですか。

他にございませんか。

小川委員。

○小川委員　資料のところの急傾斜のところ、宮ノ上地区なんですけれども、もうこれ5年か6年ずっとやってきていますよね。そろそろ終わりかなと思うんですけど、これ、何年までの事業なんですか、参考までに。

○内山建設課主幹兼係長　まだ来年も事業は継続するというので、まだ来年度は、事業はございます。

○小川委員　6年度もあるという、7年度は、もうあるとか、ないとか、そこま

ではまだはっきり分からないんですか。

○塩津建設課長 その辺は、また県のほうに確認したいと思いますが、今の時点では、来年度も行うという形でしか聞いておりません。

○南委員長 よろしいですか。

他にございませんか。

○中村委員 39ページの地籍調査事業、これまたすごいたくさん額、減額になっているんですけど、この減額、なぜ。去年もそうやったと思うんですけど、すごい毎年減額されているんですけど、これ、理由を教えてください。

○塩津建設課長 以前から行っております天満地区の地籍調査及び今回は港町、町なかのほうの事業についても事業の要望のほうをいたしました。こちらの港町のほうが、県のほうから補助金のほうがつかなかったということで、その分の減額という形でなっております。

○中村委員 これ、もともとの天満の事業費ではない、違う事業費ですか。

○塩津建設課長 今回、この県への要望につきましては、天満及び港町、中井町地区の地籍調査について要望しましたが、天満地区のほうだけが予算化されて、この金額になったという形でございます。

○中村委員 41ページの道路維持費の中の工事請負費1,985万2,000円の中の繰越明許費で、これって、ちょっとごめんなさい、よく分からへんのですけれども、これはトンネルに行く分でしたっけ。41ページの1,900万。

○塩津建設課長 これはトンネル工事につきまして、今年度、令和5年度優先して完了し、残りの橋梁の補修工事について繰り越すものでございます。

○中村委員 繰越しの8ページでは、これ、土木費の橋梁長寿命化修繕事業で945万7,000円が繰り越されていて、こっちが1,900万やったら、そのあとのマイナスの1,000万は。理由を。

○塩津建設課長 こちらのこの減額につきましては、県のほうの、国県の補助金の額の確定による減額がまずございます。

○中村委員 事業をせえへんかったというわけじゃなくて、予算計上で決まって、それが減ったからこれが決まってきたということですね。

○塩津建設課長 そのとおりでございます。

○南委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 それでは、ないようですので、議案第16号の建設課の審査は終了

いたしたいと思えます。

引き続きまして、議案第11号、令和6年度尾鷲市一般会計予算議決についてのうち、建設課の所管の説明をお願いいたします。

○塩津建設課長　それでは、議案第11号、令和6年度尾鷲市一般会計予算書及び予算説明書に基づき、建設課に係る予算について御説明いたします。

歳入から説明させていただきます。

通知いたします。予算書、22、23ページを御覧ください。

まず、13款使用料及び手数料、1項使用料、6目土木使用料につきましては、本年度予算額2,151万3,000円で、前年度予算額2,156万9,000円に対しまして、5万6,000円の減額でございます。主な内容としましては、2節道路橋梁使用料の道路等占用料743万9,000円と、次の24、25ページを御覧ください、3節河川使用料として、河川等占用料の78万3,000円、5節住宅使用料の1,325万8,000円で、住宅使用料につきましては、現年度分が1,241万8,000円、過年度分が84万円でございます。

続きまして、2項手数料、4目土木手数料につきましては、照明関係等の手数料としまして、本年度予算額1,000円で、前年度予算額と同額でございます。

次の26、27ページを御覧ください。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、4目土木費国庫補助金につきましては、本年度予算額5,037万4,000円で、前年度予算額4,180万6,000円に対しまして、856万8,000円の増額です。内容としましては、1節道路橋梁費補助金の道路メンテナンス事業補助金4,573万8,000円、2節住宅費補助金の住宅・建築物耐震改良等事業補助金193万6,000円です。

次の28、29ページを御覧ください。

15款県支出金、2項県補助金で、次の30、31ページを御覧ください、6目土木費県補助金につきましては、本年度予算額863万4,000円で、前年度予算額1,247万4,000円に対しまして、384万円の減額です。内容としては、1節土木費補助金863万4,000円で、内訳としましては、建築基準法施行事務取扱市町村交付金2万5,000円、三重県木造住宅耐震補強補助金152万3,000円、地籍調査補助金708万6,000円です。

予算書の32、33ページを御覧ください。

3項委託金、3目土木費委託金につきましては、本年度予算額456万4,000円で、前年度予算額486万4,000円に対しまして、30万円の減額です。

内容としては、1節港湾費委託金456万4,000円で、内訳としましては、賀田港三木里港港湾統計調査委託金6万4,000円、尾鷲港港湾施設清掃業務委託金150万円、尾鷲市海岸清掃業務委託金300万円です。

予算書の36、37ページを御覧ください。

20款諸収入、5項雑入、1目雑入につきましては、2節総務費雑入のうち建設課分は、水道管理設に伴う舗装復旧金10万円と、予算書38、39ページを御覧ください、コピー使用料（建設課）1,000円です。

次に、6節土木費雑入7万円につきましては、三重県社会基盤整備協会旅費負担金1,000円と防犯カメラ等電気使用料の6万9,000円です。

続きまして、歳出について説明いたします。

通知させていただきます。予算書、128、129ページを御覧ください。

4款衛生費、4項下水道費、1目下水道整備費につきましては、本年度予算額1,735万円で、前年度予算額1,385万円に対しまして、350万円の増額でございます。財源内訳は、その他特定財源630万円、一般財源1,105万円です。内容は、下水道整備事業1,735万円で、内訳は、10節需用費135万円で、市内各所の下水道修繕手数料、11節役務費100万円で、市内下水路修繕等手数料、14節工事請負費1,500万円につきましては、朝日町地内下水管改良工事となっております。

通知いたします。予算書158、159ページを御覧ください。

7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費につきましては、本年度予算額4,299万4,000円で、前年度予算額4,688万1,000円に対しまして、388万7,000円の減額です。財源内訳は、国県支出金708万6,000円、その他特定財源3,000円、一般財源3,590万5,000円です。

予算書の160、161ページを御覧ください。

内容は、土木総務一般事務費470万6,000円です。内訳は、1節報酬2万7,000円で、尾鷲港濁水問題協議会の顧問報酬でございます。8節旅費、47万7,000円で、普通旅費及び費用弁償でございます。10節需用費105万8,000円で、消耗品費と建設課で管理しております公用車の燃料費及び車検に伴う修繕料でございます。11節役務費34万3,000円で、主なものとしましては、登記手数料20万円でございます。12節委託料20万円につきましては、境界確定等に係る測量・設計業務委託料であります。13節使用料及び賃借料126万4,000円で、これは複合機使用料28万8,000円及び土木積算システム利用料

97万6,000円です。17節備品購入費5万5,000円で、これはデジタルカメラの購入費でございます。18節負担金、補助及び交付金127万5,000円で、主なものとしましては、紀勢自動車道建設促進三重県期成同盟会会費28万円、三重県社会基盤整備協会会費79万5,000円などとなっております。26節公課費7,000円は、建設課公用車の自動車重量税でございます。

次に、地籍調査事業948万6,000円です。内訳は、8節旅費10万4,000円で、普通旅費でございます。10節需用費3万円は、消耗品費でございます。11節役務費24万1,000円は、関係地権者への通信運搬費となっております。12節委託料907万3,000円は、次の162、163ページを御覧ください、地籍調査業務委託料となっております。18節負担金、補助及び交付金3万8,000円は、関係する協議会等への負担金でございます。

詳細につきまして、担当主幹より説明させていただきます。

○福山建設課主幹兼係長　それでは、通知します。主要施策の予算概要の71ページを御覧ください。

それでは、地籍調査事業について説明いたします。

事業の内容といたしましては、旅費10万4,000円、事務消耗品費3万円、通信運搬費24万1,000円、地籍調査業務委託料907万3,000円、負担金3万8,000円の合計948万6,000円でございます。財源内訳といたしまして、県支出金708万6,000円、一般財源240万円で、県支出金708万6,000円は地籍調査補助金です。

続きまして、資料を通知いたします。

○南委員長　主幹、これどこの、港町ですね。しっかり言うてもらわんことには。

○福山建設課主幹兼係長　委員長、説明よろしいですか。

○南委員長　お願いします。

○福山建設課主幹兼係長　資料の4ページを御覧ください。

令和6年度に事業を実施する港町南浦字海岸通り地区の位置図でございます。すみません、失礼しました。もう一度説明させていただきます。

令和6年度に事業を実施する港町南浦字海岸通り地区の位置図でございます。港町南浦字海岸通り地区につきましては、土地情報、地籍簿の収集、素図作成等を行う予定でございます。

地籍調査事業に関しましては、説明は以上でございます。

○塩津建設課長　それでは、通知いたします。予算書162、163ページにお

戻りください。

2項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費につきましては、本年度予算額2,609万6,000円で、前年度予算額2,564万円に対しまして、45万6,000円の増額です。財源内訳は、一般財源が2,609万6,000円です。内容は、道路橋梁管理費953万7,000円です。内訳は、10節需用費144万5,000円で、これは街路灯やトンネル照明等に係る光熱水費84万5,000円と地下道防犯システムに係る修繕料60万円でございます。12節委託料785万4,000円につきましては、道路法の規定に基づく道路台帳更新業務委託料であります。道路台帳につきましては、令和4年度より6か年の計画でデジタル化整備を行っております。13節使用料及び賃借料23万8,000円は、国道42号横断地下道の防犯カメラ回線使用料でございます。

2目道路維持費につきましては、本年度予算額1億1,620万円で、前年度予算額1億320万円に対しまして、1,300万円の増額です。財源内訳は、国県支出金が4,843万8,000円、地方債が2,860万円、その他特定財源が1,753万9,000円、一般財源が2,162万3,000円です。内容は、道路維持費1億1,620万円です。内訳は、10節需用費1,120万円で、これは消耗品費と市内各所道路修繕料でございます。11節役務費700万円は、道路除草及び道路清掃作業の手数料でございます。

12節委託料3,200万円は、橋梁・トンネルの法定点検業務委託料500万円と、跨線橋補強工事に伴う足場仮設・撤去等業務委託料1,600万円、橋梁長寿命化修繕計画に伴う設計等業務委託料1,100万円です。14節工事請負費6,600万円は、市内各所舗装工事と橋梁修繕工事でございます。

こちらの詳細につきまして、担当主幹より説明させていただきます。

○内山建設課主幹兼係長 それでは通知します。主要施策の予算概要72ページを御覧ください。

道路維持事業につきまして説明いたします。

先ほども課長のほうから説明ありましたが、主な事業内容としましては、需用費1,120万円が市内各所道路修繕になります。役務費700万円は、道路除草、道路清掃作業等です。委託料3,200万円は、5年毎に行うトンネル点検と橋梁長寿命化修繕に伴う設計業務、積算業務等になっております。工事請負費6,600万円は、市内各所舗装工事が1,600万円、橋梁長寿命化修繕工事が6橋で5,000万円を予定しております。

合計の事業費は1億1,620万円で、財源内訳は国庫支出金として防災・安全交付金2,700万円、道路メンテナンス事業補助金4,573万8,000円です。その他特定財源として、ふるさと応援基金繰入金1,000万円、橋梁整備事業債2,860万円、道路占用料743万9,000円、水道管埋設に伴う舗装復旧金が10万円、一般財源2,162万3,000円となっております。

通知します。続きまして、委員会資料の4ページを御覧ください。

令和6年度の道路メンテナンス事業の概要と事業内容となっております。

説明は以上でございます。

○塩津建設課長　それでは、通知させていただきます。予算書162、163ページにお戻りください。

続きまして、3目道路新設改良費につきましては、本年度予算額5,400万円で、前年度予算額6,100万円に対しまして、700万円の減額でございます。財源内訳は、地方債が2,900万円、その他特定財源が1,000万円、一般財源が1,500万円でございます。内容は、市道改良事業5,400万円です。内訳は、10節需用費1,600万円で、市内各所の道路修繕料でございます。

次の164、165ページを御覧ください。

14節工事請負費3,800万円につきましては、市内各所の道路改良工事となっております。

こちらの詳細を担当主幹のほうから説明させていただきます。

○内山建設課主幹兼係長　それでは通知します。主要施策の予算概要73ページを御覧ください。

市道改良事業について説明いたします。

事業内容としまして、需用費1,600万円は、市内各所道路修繕料になります。工事請負費は、市内各所道路改良工事が3,800万円で、日尻野28号線道路改良工事、古戸5号線道路改良工事他となっております。事業費5,400万円の財源内訳は、その他特定財源として、ふるさと応援基金繰入金1,000万円、道路整備事業債2,900万円、一般財源が1,500万円です。

説明は以上でございます。

○塩津建設課長　それでは、再度通知させていただきます。予算書164、165ページにお戻りください。

3項河川費、1目河川総務費につきましては、本年度予算額903万円で、前年度予算額3,573万円に対しまして、2,670万円の減額でございます。財源内

訳は、その他特定財源 78万3,000円、一般財源 824万7,000円です。内容は河川改良事業 903万円です。内訳は、10節需用費 300万円で、市内各所の河川修繕料でございます。11節役務費 300万円で、河川の除草作業等に係る手数料でございます。14節工事請負費 300万円でございます。18節負担金、補助及び交付金は、全国海岸協会会費 3万円でございます。

続きまして、2目砂防費につきましては、本年度予算 2,150万円で、前年度予算額 2,300万円に対しまして 150万円の減額です。財源内訳は、地方債 1,990万円と一般財源 160万円でございます。内容は砂防事業で、内訳としては、18節負担金、補助及び交付金 2,150万円で、県が実施する急傾斜地崩壊対策事業に関する地元負担金でございます。

詳細につきましては、担当主幹より説明いたします。

○内山建設課主幹兼係長 通知します。主要施策の予算概要 74ページを御覧ください。

それでは、河川改良事業について説明いたします。

主な事業内容としましては、需用費として市内各所河川修繕が 300万円、役務費として市内各所河川除草清掃作業が 300万円、工事請負費として倉の谷川改修工事が 300万円、負担金、全国海岸協会会費が 3万円となっております。

事業費 903万円の財源内訳は、その他特定財源 78万3,000円が、河川等占用料と一般財源が 824万7,000円となっております。

続きまして、委員会資料の 5ページを御覧ください。

倉の谷川改修工事の位置図をつけさせていただいております。

続きまして、委員会資料の 6ページから 8ページを御覧ください。

砂防事業において急傾斜地崩壊対策事業を行う位置図をつけさせていただいております。

説明は以上となります。

○塩津建設課長 それでは、通知させていただきます。予算書 164、165ページにお戻りください。

4項港湾費、1目港湾管理費につきましては、本年度予算額 1,453万5,000円で、前年度予算額 1,455万1,000円に対しまして、1万6,000円の減額です。財源内訳は、国県支出金 456万4,000円とその他特定財源が 6万6,000円、一般財源 990万5,000円です。内容は、港湾管理一般事務費 32万2,000円です。内訳は、10節需用費 20万5,000円で、消耗品費と港

湾施設の修繕料です。11節役務費9,000円で通信運搬費等でございます。18節負担金、補助及び交付金10万8,000円は、港湾都市協議会分担金及び尾鷲港運営協議会会費でございます。

次に、港湾整備維持補修費1,421万3,000円です。内訳は、10節需用費220万1,000円で、主なものは光熱水費186万円でございます。これは港湾施設の電気料、水道料でございます。11節役務費323万6,000円は、各港湾6件の公衆便所の浄化槽保守点検等手数料及び、次のページを御覧ください、浄化槽の法定検査手数料でございます。12節委託料817万6,000につきましては、主なものとしまして、三木里海岸・名柄海岸施設清掃業務委託料232万円、尾鷲港港湾施設清掃業務委託料150万円、尾鷲市海岸清掃業務委託料300万円でございます。18節負担金、補助及び交付金60万円は、尾鷲港湾海岸施設維持補修費負担金でございます。

5項都市計画費、1目都市計画総務費につきましては、本年度予算額2,022万8,000円で、前年度予算額1,848万4,000円に対しまして、174万4,000円の増額です。財源内訳は、その他特定財源が178万6,000円、一般財源が1,844万2,000円です。内容は、都市計画一般事務費489万4,000円です。内訳は、1節報酬19万8,000円で、都市計画審議会の委員報酬でございます。8節旅費7万2,000円は、普通旅費と費用弁償でございます。10節需用費40万2,000円は、消耗品費として、事務消耗品代と都市計画道路の花壇の花苗及び肥料代でございます。11節役務費6,000円は通信運搬費です。12節委託料418万8,000円は、尾鷲市都市計画基礎調査業務委託料及び国道42号尾鷲南パーキングの清掃維持管理業務委託料でございます。18節負担金、補助及び交付金2万8,000円は、都市計画協会への負担金でございます。

予算書168、169ページを御覧ください。

次に、2目街路事業費につきましては、本年度予算額6,377万8,000円で、前年度予算額5,018万2,000円に対しまして、1,359万6,000円の増額です。財源内訳は、地方債5,450万円と、一般財源が927万8,000円です。内容は、一般街路整備事業5,955万円です。内訳は、10節需用費405万円、主なものとして修繕料400万円です。これは都市計画道路の街路灯などの街路施設の修繕料となっております。11節役務費100万円で、都市計画道路の清掃や除草に係る手数料でございます。14節工事請負費1,400万円につき

ましては、尾鷲港新田線の舗装改良工事の分でございます。18節負担金、補助及び交付金4,050万円につきましては、県事業の尾鷲港新田線整備事業に係る街路事業地元負担金でございます。

詳細について担当主幹より説明させていただきます。

○内山建設課主幹兼係長　それでは、通知します。主要施策の予算概要75ページを御覧ください。

一般街路整備事業について説明いたします。

主な事業内容としまして、需用費405万円の内訳は修繕費400万円、消耗品費5万円になります。役務費が都市計画道路除草・清掃作業手数料として100万円、工事請負費が尾鷲港新田線舗装改良工事として1,400万円、負担金、補助及び交付金4,050万円は、三重県事業によって進めております尾鷲港新田線街路事業地元負担金でございます。

合計の事業費は5,955万円で、財源内訳としましては、その他特定財源5,450万円、一般財源505万円となります。その他特定財源は、全額、街路整備事業債となります。

続きまして、委員会資料の9ページを御覧ください。

赤丸になっております部分が、今回、舗装改良工事を行う箇所となります。国道42号線交差点から光ヶ丘へ向かう箇所の車道、歩道の舗装打ち替え工事を予定しております。

説明は以上となります。

○塩津建設課長　通知いたします。予算書168、169ページにお戻りください。

3目公園費につきましては、本年度予算額953万8,000円で、前年度予算額1,248万7,000円に対しまして、294万9,000円の減額です。財源内訳は、国県支出金として159万4,000円、その他特定財源が408万円、一般財源が386万4,000円です。内容は、都市公園事業953万8,000円です。内訳は、10節需用費154万2,000円で、主なものとしましては、光熱水費36万円、都市公園施設等の修繕料115万3,000円などです。11節役務費172万6,000円で、主なものとしまして、公園トイレの浄化槽保守点検等手数料63万7,000円、公園の樹木剪定・除草手数料56万3,000円などでございます。12節委託料623万3,000円につきましては、みえ森と緑の県民税市町交付金を活用した立木伐採業務委託料159万4,000円と中村山

公園ほか管理委託料 294万3,000円でございます。15節原材料費は、大曽根公園テニスコートの維持管理に係る砂代 3万7,000円でございます。

次の170、171ページを御覧ください。

6項住宅費、1目住宅管理費につきましては、本年度予算額 2,293万1,000円で、前年度予算額 3,249万8,000円に対しまして、956万7,000円の減額でございます。財源内訳は、国県支出金 348万4,000円、その他特定財源 948万円、一般財源 996万7,000円です。内容は、住宅管理一般事務費が 497万8,000円です。内訳は、8節旅費 10万1,000円で普通旅費でございます。10節需用費 6万4,000円で事務消耗品費でございます。12節委託料 104万4,000円につきましては、住宅・建築物耐震診断業務委託料でございます。13節使用料及び賃借料 5万5,000円でソフトウェア使用料です。18節負担金、補助及び交付金 371万4,000円につきましては、木造住宅耐震補強等に係る補助金などでございます。

こちら、詳細につきまして、担当主幹より説明させていただきます。

○上村建設課主幹兼係長 通知をいたします。主要施策の予算概要 76ページを御覧ください。

住宅耐震診断等事業について説明いたします。

事業内容として、12節委託料、住宅・建築物耐震診断業務委託料 104万4,000円、また、18節負担金、補助及び交付金として、木造住宅耐震補強補助金、設計補助金、解体補助金、合計 358万8,000円です。財源内訳は、国庫支出金 193万6,000円、県支出金 152万3,000円、一般財源が 117万3,000円となっています。

説明は以上でございます。

○南委員長 課長、ちょっと待ってくださいね。

今の事業内容の中の細かい話なんですけれども、円切りに、ここだけなった理由だけ。円。千円単位でほとんどはあるんですけど、これだけ円であるもので、細かい話なんですけど。

○塩津建設課長 特に深い理由はございません。ちょっと表示のほう、統一をしていなかった形です。

○南委員長 了解。できたら統一してもらおうように。予算ですので、千円切りでお願いします。

○塩津建設課長 通知させていただきます。それでは、予算書 170、171ペ

ージにお戻りください。

次に、公営住宅維持補修費476万6,000円です。内訳としましては、10節需用費376万4,000円で、主なものとしましては、市営住宅の修繕料370万円などがございます。11節役務費は100万2,000円で、主なものは通信運搬費11万9,000円、貯水槽法定点検及び清掃手数料10万6,000円、市営住宅除草作業手数料67万5,000円などがございます。

通知いたします。続きまして、予算書の208、209ページを御覧ください。

こちら、10款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、1目現年発生公共土木施設災害復旧費につきましては、本年度予算額100万円で、前年度予算額と同額でございます。財源内訳は全て一般財源でございます。内容は、公共土木施設復旧費で、工事請負費でございます。

以上で、令和6年度当初予算に係る建設課の説明を終了いたします。よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願いいたします。

○南委員長 ありがとうございます。

ここで、10分まで休憩します。

(休憩 午前10時58分)

(再開 午前11時08分)

○南委員長 休憩前に引き続き委員会を続行いたします。

それでは、先ほど説明のあった令和6年度の当初予算の建設課の関わる審査に入りたいと思います。

○濱中委員 ちょっと何点かあるんですけども、まず161ページの土木総務一般事務費の中にあります各期成同盟会に関してお伺いしたいんですけども、コロナの関係もあって、書面決議も度々行われたように思うんですけども、市政報告の中に、市長が425の重要性なんかも言われておりましたので、やっぱりこういった県や国に関わるような道路に関しては、地域の要望、熱意によるところが最近はとても大きく重要視されております。

今後、こういった会合において、地域の意識を高めるための動きというのは当然必要やと思うので、そういう書面決議ではなく、実際の会議で、皆さんの意見を聞き、それをまとめるという辺りをお願いしたいと思うんですけども、市長、どうですか。

○加藤市長 道路整備について、特に大きな、尾鷲市については今後の大きな幹

線道路として、425ということについては、せんだっても商工会議所のほうからの要望書も出ておりますし、我々としてはこの道路というのは、やはり今後の重要な道路になり得るといような話で、既に県、あるいは中部地整あるいは国交省の道路局、それについては一応、概要については、全体的な流れの中で、もちろんSEAモデルの話とか、港湾の話とか、全体的な話の中で既に説明をしております。

また、要望に行く際についても、別途その他の欄で、いろんな形で425の話はそのようにやっております。

当然のことながら、そういう地ならしというんですか、地盤をきちんとあれしなから、やはり、委員おっしゃるように、地元からのやっぱり盛り上がりというのは非常に重要だと思います。その辺のところは商工会議所と一緒にタッグを組みながら、いろんな形で必要性ということを訴えていきたいと思っております。

特に、今回の場合については、そういうことも含めて人事交流というのを中部地整のほうから、一応、私どものほうに派遣していただくということもありますので、その辺を含めて、前向きに行動を起こしていきたいと、このように考えております。

○濱中委員　次に、163ページの道路維持費のところやと思うんですけれども、センター管内なんかは特になんですけれども、ほか自治会なんかからの要望も上がって、道路の補修の要望、上がってきますよね。その辺りで、修繕されるのがこの維持費であったり、改良費であったりというところなのかなとは思いますが、これ、防災でも同じような話が出ましたので、一応確認をしたいんですけどね。

そういった自治会であるとか、地区会であるとかというところから外れた地域からのそういう修繕の要望とか、それから修繕の必要性とかということを、どういふふうに確認されておりますか。

○塩津建設課長　自治会、区とかの要望に基づくのは、工事のほうは主にそういった要望を基に計画を立てて進んでいますが、特に修繕に関しましては、道路の修繕ですと、放置しますと危険な場合、緊急性のあるものに対しては優先的に、特に区等の要望ではなくても、市民の方の通報等でも修繕はさせていただいているところでは。

○濱中委員　定期的にパトロールやそういうことはどういった形でやられておりますか。緊急性のあるものを市民の方が見つけてくださればいいですけども、やはり気づかん間に、例えば金属製のものの腐食であるとか、そういったものについては、市民が気がつかないままに進んでいる場合も聞かされることもあるんです。

そういったことを、定期的なパトロールがされているのかどうかというのをお聞

かせください。

○塩津建設課長 定期的という形ではないのですが、職員が各現場へ行く途中に市道のほうをチェックするなりしますが、延長的にかなり市道は長いものですから、定期的に行うというのがちょっと今現状の人員では難しいような状況で、以前、鉄板の腐食等で事故があったところがありましたので、そういうところに関しては重点的にパトロールさせていただいておるところでございます。

○濱中委員 そうしましたら、169ページ、都市公園事業なんですけれども、ここに樹木剪定・除草手数料があるんです。

ここの、昨年に比べれば僅かですが増額はされておるんですけれども、ただ、この金額が、建設課が所管する公園全体に対してこの金額なんですよね。何か所、公園を、この金額でやられていますか。

○塩津建設課長 表である都市計画公園は6か所ございます。あと、各市内に通常の公園があります。今そちらの数のほうはちょっと把握は、今していないですが、それら全体に関して、この手数料で除草を行っております。

○濱中委員 これは本当に子育て支援のあたりの、建設にありますからこういうふうにして表されるんですけれども、やっぱり小さいお子さんを連れて公園で遊ばせたい人からのお話の中に、広い公園なんかだと、走り回る場所を求めるときに、除草が行き届いていないことを指摘されることがあります。遊具の点検も入っていますけれども、遊具の更新なんかの費用はここに入っていないんですよね。

そういった公園の充実ということに対する費用が、少し少ないのではないのかなという気がするんですけれども、市長、最近、子育て支援のほう力を入れるというような話をされていますけれども、公園整備に関して、もうちょっと手厚くできないものかと思うんですけど、いかがですか。

○加藤市長 特に今年度、令和5年度、特に公園も含めて、道路、いろんなところで除草に対する要望が多かったものですから、令和5年度については建設課だけではなく、環境課等々も含めて、これに対する予算を上げさせていただいた記憶を持っています。

同じような形で、令和6年度は令和5年度に準じた形で、一応予算計上をさせていただいていると思いますんですけれども、少ないですか。令和5年度に倣った形で一応やらせていただいているんですけどね。

○濱中委員 最後にしますけれども、やっぱり最近道路事情がよくなったので、結構子供を連れて遊びに行くにも、市外に場所を求める声も聞いております。市内

に公園がこれだけの数があるのに、そこを重宝がられないことを残念やと思っていただけかなと思うんです。さっき言いましたけれども、遊具の更新なんかでも、やっぱり、あるのに使えない遊具、危険遊具の撤去、以前よりは進みましたけれども、やはりこれが壊れていなければなと思わせるような場面というのは、ちょっと残念なのかなというふうに思いましたので、どこもかしこもお金をつて言われればそれは苦しいのは十分理解するつもりなんですけれども、そういった話がきっと子育て会議の中なんかでも出てくるのかなと思うので、ぜひその辺り、これ以降のまた事業に関してはお願いしておきたいなと思いますけれども。

○加藤市長　確かに公園整備、特に都市公園と言われるところについては中心にしながら、整備はきちんとやっていきたいと思えます。

ちなみに、中村山公園のトイレも、この3月に完成いたしますし、必要なところは必要な形で一応やっているつもりでおりますんですけれども、その辺のところはきめ細かな対応が必要であろうかなとは思っておりますので、一度、前向きに検討していきたいと思っております。

○南委員長　他にございませんか。

○中村委員　資料3ページ、今日の委員会資料の3ページで、予算書の161ページの地籍調査事業についてお伺いしたいんですけれども、調査面積一覧、3ページに、0.08キロ平方キロメートル(km²)って書いてあるんですけれども、地図上には全く数値が書いていないんですけれども、この赤線部分全部で0.08キロ平米ですか。

○塩津建設課長　この赤線部分で0.08平方キロメートルです。

○中村委員　それで、900万で、この地籍調査が完了するという予算ですか。

○塩津建設課長　まず地籍調査は、工程がかなり通常の測量等と比べましてありまして、今回のこの予算で、まず地権者の確認であるとかそういう登記簿等の取得であるとか、そういった業務に関してまず進めていく形です。

○中村委員　これ、今から調査費にかかって、これ、何年間でここをされる予定ですか。

○塩津建設課長　基本的に地籍調査の全体完了を4か年で考えておりますので、令和6年に国県のほうの補助金がつけば、それから4か年でやっていきたいと考えております。

○中村委員　これずっと前から言っているんですけど、地籍調査がないと、災害があったときに復興計画立てられないから、もう早くせなあかんで。特に、今のこ

の地域というのが一番河川にあれしていて、きっと低い土地で、これ、もうずっと前から言っているんですけど、4年かけてって。もっと予算要求して、これちゃんと早くしてほしいと思うんです。

それと、これ天満終わられて、こっちへって言われるのの、天満の全部、地籍調査はもう既に完了して、全域終わりましたか。

○塩津建設課長 天満地区に関しましては、県の公共事業に関して行った地籍測量でございまして、こちらのほうは完了しております。

また、先ほど補正でも説明させていただきましたが、令和5年度は、天満地区と港町地区と、県のほうへ要望させていただいた中、こちらのほうはつかなかったということで、再度令和6年度に粘り強く上げていくということで予算計上させていただいた次第でございます。

○中村委員 ということは、常に、県が道路を造った道路沿いだけは地籍調査はするけれども、それに隣接していないところの地籍調査は全くされないまま終わっていているという理解でいいですね。

○塩津建設課長 三重県における地籍調査事業は、優先的取組としまして、道路整備など公共事業と連携した地籍調査、またD I Dといいます、人口集中地区における地籍調査、大規模災害等の被災が想定される区域の地籍調査、これが優先的取組となっております、今現在、尾鷲市のほうでは道路整備等に関連した地籍調査が進んでいる状況で、今後は、D I D地区、この港町のほうもこれD I D地区に含まれておりますので、こういったところの地籍調査を要望していきたいと考えております。

○中村委員 それで4年かけて、これだけの地区を4年かけてやるということは、9町内だけで一体何年かけて地籍調査、これ完了させる予定ですか。

○塩津建設課長 基本的に4か年、1地区4か年で計画しております。

また、中村委員おっしゃるように、東日本大震災の後、各自治体の復興スピードというのが、地籍調査の完了をしているか、していないかでかなりの差があったというふうなのが、全国的にもニュースになったと思います。

そういうことで地籍調査を要望する団体というのが今かなり多いということで、予算のつきのほうもかなり悪いような状況でございますが、これから粘り強く予算のほうは要望して、地籍調査につきましては少しずつでも進めていきたいというふうに考えております。

○中村委員 三重県、ワースト何番やったか忘れたんですけど、和歌山県も

すごい低かったんですけども、和歌山県急激に地籍調査、その率、回復していますよね。これが、自治体の力なのか、県の力なのかは分からへんのですけれども、これ本当に和歌山県とか三重県で、ゼロ%やろうが、100%やろうが、来る確率は一緒ですので、できるだけ早くしていただきたいと思います。

もう毎回、100倍ぐらい取っていて、切られて10倍ぐらいでちょうどええと思うので、年度予算よろしくをお願いします。

○加藤市長 毎回、中村委員のほうから、これに対する要望、御意見いただいております。我々もそれに従った形で、県にやっぱり地籍調査を、これを急いでほしいと。御指摘のように県の地籍調査は、非常に遅れているという認識を持って、三重県に対しても持っている。

ただ今回、0.08ということは、8万平米、2万4,000坪の地籍調査をやろうというような話でございますので、極力我々としても県のほうに要望は出していきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○中村委員 それでは、163ページの道路橋梁の予算についてお伺いしたいんですけども、跨線橋の工事費が、足場とかいろいろついていると思うんですけど、これって落橋防止に関わる工事と理解していいですか。

○内山建設課主幹兼係長 これは、橋梁の長寿命化を行う上での予算になっております。

○中村委員 長寿命化の工事内容を教えてください。

○内山建設課主幹兼係長 伸縮装置の交換ですとか、あと、コンクリートとかですと剝離しておったりする部分もありますので、その辺の補修とか、そういうような形になると思います。

○中村委員 その伸縮装置は何の伸縮装置ですか。

○内山建設課主幹兼係長 橋梁といわゆる橋台とか接続部分、そこの伸縮装置になります。

○中村委員 つまり、落橋防止の金具ですか。

○内山建設課主幹兼係長 落橋防止というと橋台と橋梁をつないだりとかそういうことになると思うんですけども、普通に橋梁の振動とかその辺を吸収するような伸縮装置とか、その辺の、通常にある伸縮装置になると思います。

○中村委員 長寿命化の中には落橋防止というのが入ると思うんですけども、一番大事なのが落橋防止なんですよ。

例えばその避難道として使うときに、長寿命化の中には落橋防止が入っていて、

それが受け台の増幅、幅を広くしたり、連結金具をつけたり、要するに橋桁が落ちてしまったら逃げられないので、その予算は、計上はされないんですか。

○塩津建設課長　　まず、今尾鷲市のほうは橋梁長寿命化修繕計画に基づいた橋梁の修繕工事を行っております。

また落橋防止、あるいは耐震対策というのは、耐震診断等がこれから橋梁長寿命化のほうがまず終わった後で行っていきたいということは一般質問等でも述べさせていただいたところでございます。

○中村委員　　ということは、国市浜公園からの避難路については、まだその橋の耐震診断すら行われず、昔のままの基準で避難路計画を立てていかれると理解していいんですか。

○塩津建設課長　　まず、国市浜公園からの避難路につきましては、跨線橋、2橋ございますが、そちらも橋梁の長寿命化修繕工事については行ってまいります。道路橋の示方書の適用年度等も調査しまして、耐震の診断が必要かどうかも含めて、これから計画を立てて進めていきたいと考えております。

○中村委員　　あの跨線橋のできた年見たら、すぐにそれが今の基準に合っているかどうかというのは、別に耐震診断するまでもなく分かると思うんですよ。

1人の犠牲者も出さないって市長がおっしゃられていて、その避難経路ですよ、それが確定せん限り、あそこが安全やという保証はないわけですよ。それについて適切な予算をつけていくというのが最低条件やと思うんですけども、そこについて市長はどうお考えですか。

○加藤市長　　道路、橋梁、特に跨線橋も含めて、非常に重要なものだと思います。もちろん、子ども・子育て、あるいは高齢者対策、あるいは経済活性化のためのいろんな形の中で予算を立てていかなきゃならないと、こういう思いがあるわけなんですけれども。

ただ、今回道路維持事業の中でのトータルとしての予算が1億1,620万、その中で、橋梁に委託料というのが3,200万、それに工事請負費が橋梁だけで5,000万、8,200万、これだけ、今回予算取っています。

その中で、国からの費用、トータルとして50%。その50%の中でまた、そのあとは市が50%の負担であると。非常に額としては、私は大きいと思っているんですけども。

確かに予算については、どこをどういうふうにしてもっていくのかということについては、十分吟味した中で令和6年度の予算を立てさせていただいた。

逆にお聞きしたいんですけど、どれぐらいを予算化すりゃいいんですかね。

○中村委員 予算じゃないんですよ。国市浜公園で野球場をもし造るとしたら、その完成までには、落橋防止の工事が終わってなきゃあかんんですよ。それから、予算を幾らつけるんじゃないくて、市長は、供用開始までに落橋防止工事が終わりますという宣言を、今ここでしていただきたいんです。

○加藤市長 ですから、具体的に、今度の多目的スポーツ広場の野球場、特に野球場建設に当たっては、並行した形で避難路をきちんと整備するということは、ですから野球場ができれば避難路がきちんと出来上がっていると、そういう考え方で進んでおりますから、例えばね。そういう話の中で今やっておりますので。やっております。

○中村委員 それでは、建設課にお伺いしたいんですけども、今のペースで、野球場が供用開始になるときに、避難道として使われる橋全て落橋防止の工事が済むと考えていいわけですね。明言をお願いします。

○塩津建設課長 まだ耐震診断等も済んでおりませんので、明言はいたしかねます。

○中村委員 それやったら、1人の犠牲者も出さないって言われる避難道が確保できへんということなんですよ。市長は、それをやる。やっていこうとしているけれども、片や、実際にはそれができる保証がないっておっしゃったら、私らとしたら、市長の言われている、1人の犠牲者も出さないと全然整合性が取れないんですよ。

そやから、必ずできる。供用開始までには、落橋防止の工事が完成しているって確認が欲しいんです。

そやから、それが無い限り、国市浜公園というのは5メートルの浸水するって分かっている場所ですよ。そこに何かをつくろうとした場合に、1人の犠牲者も出さないっておっしゃっているのやったら、出さない、出さへんという確実な担保が要るんですよ。

片や担保はできません。片や努力義務。努力義務では、人の命は救えないので、ここで明言をしていただきたいと思います。

○加藤市長 ですから、まずその野球場があって、野球場から、要するに、まずその多目的スポーツ広場からまず出るという形の中で避難道を造って、要するに、歩道橋を造って逃げようとした。これが、まず原則ですよ。

そのあとのことをおっしゃっていると思うんですけども、これは、今後要する

に、あなたがやっている逃げ道づくりの話じゃないですけどね。そういうことも含めて、やはりきちんと整備はしていかなきゃならない。そのときに、おっしゃるように野球場が全部できたら、周りの道路云々について全部整備できるかっていったら、それはちょっと非常に、今のところお答えできないというところです。

○中村委員 避難道の確保ができひんのに、犠牲者を出さないって、逃げ地図づくりでもそうなんですけれども、落橋防止の対策が完備されていない橋は全部落ちるとして見るんですよ。そうした場合に、どこのルートを通っても、あそこは非常に低いところを通して逃げやなあかんで、避難路としては、避難できないってなるんです。そうした場合に、犠牲者を出さない。

野球場から出る橋についても多々問題があります。あれについて、また次のときに聞くことになると思うんですけども、最大水位から橋の橋台、橋脚、そしてそれまでの高さが確保されているのか、津波の第一波が来たときに、新架橋、あの橋は水没するのじゃないかとかという危険性というのが常に伴っていく橋なんです。その橋自体に問題もあるんですけども、橋も問題、その先の避難道も問題なんです。

ですから、一番最初に、国市浜公園に都市公園を計画するのであれば、そういうところをまず押さえてから計画せなあかんのですよ。

でも、今回、まず造るって決めてから、あ、ここ逃げられへん、あ、あそこはあかんというふうになるから、今みたいに間に合わへんことになるわけですよ。

反対でしょう。それやったら、まず避難道を、絶対に逃げられる道を確保してから、野球場を供用開始するべきです。人の命の安全のために。能登半島を見て、まだ液状化が何か分からず、まだ逃げられるとっていて、橋がどういう状態で落ちるかも分からへん状態で、人を1,000人、2,000人入れようとするのは間違っています。どうお考えですか。

○南委員長 今、中村委員さんが言われている避難路の安全確保というのは、以前の委員会でも、やはり国市浜公園へ野球場を造る上においての大前提の話でございますので、しっかりした答弁をお願いいたします。

○加藤市長 まず、国市浜公園を造って、もし地震が起きて、それで、津波が予測されて大きな津波が来るよということが出て、それで液状化も含めた形の中で避難路をきちんと整備しましょうということについては、この前、行政常任委員会で御報告させていただいたと思うんですね。

そのあとのこの橋を、歩道橋を造ってきちんとしますよ。そのあとの話なんです

ね。

そのあとの話が一応心配だということを、中村委員はおっしゃっているんですけどもね。

○南委員長　今回は、たまたま建設課の予算の中で、跨線橋の足場の点検というのが出てきて、それに絡めての委員さんの質問だと思うんですね。

そうでしょう。

○中村委員　はい、そうです。

○仲委員　中村委員さんの発言って、いろいろ心配なのかと言われておるんやけど、今は建設の予算ですので、現当初予算のことで可否が求められると。避難路については、生涯学習課のほうで、今回避難道の話も出ていますもので、まださらに進めるのであれば、そちらで議論してもらったほうがいいんじゃないですかね。

○南委員長　切りますか、そういう形で。

○仲委員　これはあくまで道路・橋梁の予算ですので、建設の。そこへ行くといと、ちょっと教育に入っていくもので、それは一応、委員長、判断していただいたらいいんですけど。

○南委員長　今、仲委員さんからの、分けて審査したほうがということなんですけども、僕の理解は、今回の跨線橋のことで、特に避難路から逃げる矢ノ浜の道路の僕は跨線橋の点検も入っているのかなというような感じがしましたもんで。この点検というのは、どこの跨線橋の何か所の予算なんですか、これ、逆に教えていただきたいんですけど。それを聞いた上で、次のステップの段階で生涯学習課のほうで、この避難路については審査をしていきたいと思いますので。

○内山建設課主幹兼係長　賀田にあります堀頭橋というところになります。

○南委員長　そこだけの予算ですか。

○内山建設課主幹兼係長　はい。

○南委員長　分かりました。その避難路については、生涯学習課のほうでまたよろしく願いをいたしたいと思います。

○中村委員　分かりました。

○南委員長　御理解を賜りたいと思います。

○小川委員　ちっちゃい話なんですけど、163ページ。

道路橋梁管理費の中の使用料及び賃借料、国道地下防犯カメラ回線使用料なんです。これって所管は、国ですか、まず。

○塩津建設課長　地下道自体、国のほうの管理でございます。

- 小川委員　このカメラって、防犯カメラって、リアルタイムでの映像が確認できるというものかなと思うんですけども、これ通信量が多いため、この23万幾らで。あんまり高くないかなと思うんですけど、高いことないんですか。
- 塩津建設課長　こちら4回線ございます。倉ノ谷地下道と病院の地下道ということで、こちらのほうを警察のほうでリアルタイムに見えるような形で上げているということで妥当な金額であると思います。
- 小川委員　これ確認できるのは警察署でできるということで、これを市が負担しているってことですか。そういうふうに理解すればいいんですか。
- 塩津建設課長　そういった形です。
- 南委員長　他にございませんか。
- 中里副委員長　169ページの都市公園事業なんですけど、今、公園は、建設課で所管されている公園内の遊具で、壊れていてそのまま置いてあるものってどのぐらいありますか。全体的なところで。
- 塩津建設課長　今、壊れたという形になっていますのは、中村山公園のほうにあります鉄棒のほうは、今、横のほうの棒が破損して使用できない状態で使用を禁止とさせていただいております。
- あと、定期点検等で危険性が確認されていた箇所に関しては、今現在はないと思います。中村山のほうだけ使用停止。すみません。矢ノ浜の複合遊具についても、今、定期点検の結果で使用停止にした状態です。
- 中里副委員長　矢ノ浜が一つと中村山公園が一つになっているということですかね。
- 塩津建設課長　そうです。そのとおりでございます。
- 中里副委員長　矢ノ浜は、前、私が見たときは、ブランコと滑り台のアスレチック両方とも使えなかったんですが、どっちが今使えないんですか、まだ。
- 塩津建設課長　複合遊具のほうだと。
- 中里副委員長　その遊具はどうしていく予定ですか。今使えない遊具は。
- 塩津建設課長　一応、そちらのほうに関しては修繕していく予定でおります。
- 中里副委員長　その予定は、6年度には入っていない、予算は入っていないんですか。
- 塩津建設課長　まだ、修繕に幾らかかるかといった見積りのほうを行ってから進めていきたいと考えていますので、当初のほうへまだ計上しておりません。
- 中里副委員長　あの遊具、結構使えなくなっている状態だと思うんです。長い

と思うんですけど、6年度は入れていない。予定に入れていないってことですかね。

○塩津建設課長 部品等の調達もございますし、複合遊具自体がかなり高価なものでございますので、その辺もちょっと考えて修繕のほうは進めていきたいと考えております。

○中里副委員長 そうですね、できれば本当に、なるべく早めにやっていただきたいなと要望します。

○小川委員 公園の遊具が出ましたので、高齢者代表で。

公園利用するのは子供たちだけじゃなくて、高齢者の方も健康増進のために公園利用されて、ウォーキングの方とか、した後、公園で体操したり、やっている方もいると思うんですけど。以前にも言わせていただいたんですが、健康遊具というのを要望させていただいたんです。その予定はないですか。

○塩津建設課長 先ほど市長も申し上げました、公園の遊具というのは、健康遊具も含めましてかなり金額のほうが高額なもので、通常、一般的に使われるものではないもので、かなり高額になりますので、まずは遊具の点検で、破損した遊具の撤去という形で進めていった上で、今後、健康遊具等も含めて、もし予算化して新規に造れるのであれば進めていきたいなどは考えております。

○小川委員 三木里の海岸にもありますよね、健康遊具、ちょっとしたもの。あれ、そんな高いものじゃないと思うんですけど、ちょっとぐらいできるんじゃないかと、1回検討してください。

○南委員長 要望ということで。

○下村副市長 十五、六年前だったと思うんですが、ちょっと有利な補助金もありまして、矢ノ浜公園、中村山公園、駅前児童公園、北浦児童公園に遊具を設置した覚えがあるんですが、その際に、子育て団体の方、保育園の先生方にいろいろ御意見をお聞きしながら遊具を設置したんですが、いかんせん、遊具は高価でありまして、市でできる程度の遊具にとどまったということがあります。

本当に遊具というのは大変高額でございまして、お母さん方の意見を聞いておると、とてもじゃないけど、その半分以下の遊具しか設置できなかったというのも事実でございます。

○南委員長 よろしいですか。

他にございませんか。

○西川委員 一つだけ。これ、蜂の巣駆除手数料って、市役所でやってくれるんですか。169ページ。

○塩津建設課長　　こちら、市営住宅の蜂の巣の駆除という。

（「都市公園の」と呼ぶ者あり）

○塩津建設課長　　失礼しました。都市公園の蜂の巣の駆除、公園内ですね。

○西川委員　　僕ら草刈りやっておって、しょっちゅう刺されるんですよ。あれはやっぱり個人的に駆除してということですね。

○塩津建設課長　　この予算に関しては都市公園ですが、個人の家であれば個人で、道路であれば道路になるかということになるんですが、基本的にはこの予算に関しましては公園内にできた蜂の巣の駆除ということですよ。

○西川委員　　次の請求書には蜂の巣刺され代、上乘せしておきます。

○中里副委員長　　すみません、参考までに、さっきの遊具の話に戻るんですけど、聞きたいんですが、例えば鉄棒だったらどのぐらいの予算がかかるんですか。

○塩津建設課長　　鉄棒の連結数にもよると思うんですが、ちょっと確認しないと何とも言えないんですが、数万円等でできるようなものではないという形ですね。

○中里副委員長　　数十万ですか。分かりました。

○南委員長　　よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長　　これで建設課の議案第11号の審査を終了いたします。ありがとうございました。

ここで、昼食のため休憩をいたします。

午後は、1時10分から行います。

（休憩　午前11時48分）

（再開　午後　1時05分）

○南委員長　　休憩前に引き続き委員会を開きます。

次に、教育委員会のほうの審査に入ります。

教育委員会の付託議案として、議案第16号と11号と28号のいずれも予算関連の議案でございます。

まず初めに、議案第16号、令和5年度尾鷲市一般会計補正予算（第9号）の議決の説明をいただく前に、教育長のほうからもし一言あれば。

○田中教育長　　教育委員会でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

今、委員長のほうからありましたけれども、議案第16号、令和5年度尾鷲市一般会計補正予算（第9号）の議決についてと、それから、議案第11号、令和6年

度尾鷲市一般会計予算の議決について、それから、追加議案といたしまして議案28号、令和6年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の議決についてのうち、教育委員会に係る分につきまして、どうぞ、それぞれ担当課長より説明いたさせますので、よろしく御審議賜りますよう、よろしくお願いたします。お願いたします。

○南委員長　それでは、よろしくお願いたします。

○柳田教育総務課長　それでは、議案第16号、令和5年度一般会計補正予算（第9号）の議決についてのうち、教育総務課に係る予算について説明させていただきます。

まず、歳入について説明いたします。

補正予算書18、19ページを御覧ください。通知します。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、6目教育費国庫補助金418万7,000円の増額は、1節教育費補助金、学校施設環境改善交付金の増額です。本増額は、今年度、令和5年度の事業の屋内運動場等LED化に係る交付金の要件として、一つの施設当たり400万円を超える事業しか対象とならないことから、当初の予算計上上では対象外施設がありました。しかしながら、実績として400万円を超えた施設があったことなどから、増額補正をするものでございます。

次に、歳出を説明させていただきます。

予算書42ページ、43ページを御覧ください。通知します。

なお、人件費に関しましては総務課より説明がありましたので、割愛させていただきます。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費335万7,000円の減額の主な要因は、教育一般事務局費の14節工事請負費、小中学校屋内運動場等LED透過改修工事の入札差金の286万2,000円の減額です。

9款教育費、1項教育総務費、3目奨学資金貸付金264万円の減額は、事業確定による減額です。今年度の実績といたしましては、大学、専修学校、高校の各1名ということで、3名でございます。

次ページを御覧ください。

2項小学校費、1目学校管理費552万3,000円の減額は、小学校管理費、需用費の光熱水費500万円の減額が主な要因でございます。

9款教育費、3項中学校費、1目学校管理費241万4,000円の減額は、中学校学校管理費、需用費の光熱水費100万円及び中学校学校給食事業の委託料、学校給食配送等業務委託料の入札差金68万9,000円が主なものです。

説明を割愛させていただきました減額に関しましては、全て事業の確定による減額でございます。

教育総務課に係る補正予算の説明は以上です。

○平山生涯学習課長 生涯学習課です。よろしくお願いいたします。

議案第16号、令和5年度尾鷲市一般会計補正予算（第9号）の議決についてのうち、当課に関する予算について御説明いたします。

まず、歳入から御説明いたします。

補正予算書の16、17ページを御覧ください。通知いたします。

まず、12款分担金及び負担金、1項負担金、3目教育費負担金220万円の減額は、2節保健体育費負担金220万円の減額で、市営野球場解体工事設計業務等委託料の確定による減額でございます。

次に、歳出について御説明いたします。

44、45ページを御覧ください。

まずは、中段の9款教育費、4項社会教育費、8目文化会館費は、こちら財源更正でその他特定財源53万4,000円の増額は、昨年度実施いたしました文化会館のカーテンウォール窓修繕に係る全国市有物件の共済金41万7,000円と、三重県市町村振興協会の市町村交付金11万7,000円の額の確定による財源の更正であります。

次に9款教育費、5項保健体育費、2目運動場管理費340万5,000円の減額につきましては、12節委託料の340万5,000円の減額で、こちらは多目的スポーツフィールド整備事業の委託料、国市浜公園に係る避難路概略検討業務委託料120万5,000円の減額と、野球場解体の設計等業務委託料220万円の差金の減額でございます。

次に、3目体育文化会館管理費133万8,000円の減額につきましては、体育文化会館維持管理関係事業133万8,000円の減額で、事業費の光熱水費80万円の減額及び役務費の浄化槽保守点検等手数料53万8,000円の減額につきましては、体育文化会館の使用中止に伴うそれぞれの減額でございます。

次に、繰越明許費及び債務負担行為補正でございます。

予算書の8ページのほうを御覧ください。通知いたします。

第2表繰越明許費のうち、9款教育費、5項保健体育費、事業名、国市浜公園野球場整備事業5,874万5,000円は、国市浜公園野球場造成工事に係る事業の繰越しを行うもので、本造成工事につきましては3月25日を工期として工事のほ

うを行っておりますが、今年度、特に新年になってから降雨日数等も多く、造成の進捗に影響が出ていることから、4月の中旬頃をめぐり工期を延長するものであります。

現在、造成工事につきましては、ほぼ9割方以上、終了しておりますが、今回こちらのほうを繰越予算として、計上させていただき繰越額5,874万5,000円につきましては、工事請負費の支出の未済額5,002万9,000円と、令和5年度予算残額の871万6,000円を合わせました5,874万5,000円でございます。

次に、第3表債務負担行為補正のうち、体育文化会館及び中央公民館耐震・長寿命化設計プロポーザル設計者選定支援業務委託につきましては、1月15日に三重県建設技術センターと契約し、10月31日を工期として現在、業務を行っておりますが、契約金額が330万円となったため、令和6年度の限度額を356万3,000円から330万円に変更するものでございます。

次に、運動場施設管理業務委託につきましては、入札による額の確定に伴い、令和6年度の債務負担限度額を158万4,000円から105万6,000円に変更するものでございます。

以上が、令和5年度の尾鷲市一般会計補正予算（第9号）の予算説明でございます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○南委員長 ありがとうございます。

以上が、議案第16号の補正9号の教育委員会に関わる説明でございます。

御質疑のある方、御発言をお願いいたします。

○中村委員 45ページの光熱費が500万減、中学校100万減で、体育館は、途中で、使えへんようになったからかな。何かすごく、これは、前年度が非常に電気代が値上がりしたことによって、すごくたくさん見込んだけど、実際には、そんなに電気代が政府のあれで、差額が出たということですか。

○柳田教育総務課長 中村委員の御質問にお答えさせていただきます。

この500万円、小学校は500万円、中学校100万円に関しまして、令和4年度の実績と令和5年度に物価上昇等をするであろうという部分を含めて、令和5年度予算を計上させていただきました。

他の施設を見ますと、ちょうどええぐらいの予算計上になっておったんですが、特に小学校が下がっております。それに関して私どもも理由を突き止めるべく、いろいろ調査をしたんですけれども、正直大きな理由というのが見つからなかった

ところがあります。

ただ、2点ほど、これかなというのがありまして、一つはやっぱり暖冬によるエアコンの使用が少なかったことであるとか、コロナの2類から5類へ引き下げたことによる空気の循環、入替えの頻度の課題もあったのかなということと、また、やはりこういった予算の折衝をする際に、学校のほうとは、特に節電のほうをお願いしますということを、昨年度よりかなり引き続いてさせていただいた効果が現れておるのかなと、学校の努力もあるのかなとっております。

○平山生涯学習課長 3目の体育文化会館管理費につきましては、2月8日に体育館を使用中止にしたことによる光熱水費の減が主なものと考えております。

以上です。

○南委員長 他にございませんか。

よろしいですか。9号補正のほうは。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 9号補正のほうの審査を終了いたしたいと思います。

引き続きまして、議案第11号、令和6年度尾鷲市一般会計予算の説明をお願いいたします。

○柳田教育総務課長 それでは、議案第11号、令和6年度尾鷲市一般会計予算の議決のうち、教育総務課に係る予算に関しまして説明させていただきます。

まず、歳入でございます。

予算書の20ページ、21ページを御覧ください。通知いたします。

12款分担金及び負担金、1項負担金、次ページを御覧ください、3目の教育費負担金、1節教育費負担金29万3,000円は、日本スポーツ振興センター共済掛金保護者負担金で、児童のけが等に係る共済金の保護者の負担金でございます。

13款使用料及び手数料、1項使用料、次ページを御覧ください、7目教育使用料のうち、1節教育総務使用料13万3,000円は、教育総務課が管理する土地の電柱、アンテナの敷地使用料でございます。

次ページを御覧ください。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、次ページを御覧ください、5目教育費国庫補助金、1節教育費補助金のうち、本課に係るものは、1行目、理科教育等設備整備費補助金22万5,000円は、理科関係備品の整備に係る経費への2分の1の補助金でございます。2行目の特別支援教育就学奨励費補助金10万7,000円は、小学生11名、中学生11名の学用品費等の補助金でございます。3行目、学

校施設環境改善交付金 178万5,000円は、輪内中学校屋内運動場のトイレ改修工事に対する交付金です。5行目、部活動指導員配置促進事業補助金 55万1,000円は、教職員の働き方改革の一環で、部活動指導員の4名を配置することにより、教職員の総勤務時間数の削減を図るための補助金で、この補助金は、国、県、市それぞれ3分の1の負担となっております。

次に、同ページの最下段となります。

15款県支出金、2項県補助金、次ページをおめくりいただきまして、7目教育費県補助金、1節教育費補助金のうち、2行目、部活動指導員配置促進事業補助金 55万1,000円は、先ほどの国庫補助金でも説明いたしましたとおり、県の補助金の3分の1の分でございます。

次ページを御覧ください。

15款県支出金、3項委託金、5目教育費委託金、1節教育総務費委託金 44万2,000円は、学校安全総合支援事業委託金で、各学校にアドバイザーを招いて防災教育を行うための県の委託金となっております。

次に、16款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、1節土地建物貸付収入のうち、3行目、教員住宅貸付料 430万8,000円は、15軒分の教員住宅の家賃収入でございます。

36ページ、37ページを御覧ください。通知いたします。

20款諸収入、3項貸付金元利収入、1目貸付金元利収入、2節奨学資金貸付金元利収入 314万5,000円は、奨学資金貸付金返還金、現年度分の299万5,000円と過年度分の15万円でございます。

20款諸収入、5項雑入、1目雑入、次ページを御覧ください、8節教育費雑入のうち、1行目の日本スポーツ振興センター共済給付金 161万2,000円は、けが等に係る共済給付金でございます。4行目の日本スポーツ振興センター共済掛金補助金 5,000円は、準要保護児童・生徒分のスポーツ振興センター共済掛金の補助金でございます。6行目、防犯カメラ電気等使用料 8,000円は、通学路2か所への設置しております防犯カメラの電気使用料等でございます。

教育総務課に係る歳入に関しましては、以上でございます。

引き続き、歳出に関しまして説明いたします。

174ページ、175ページを御覧ください。通知いたします。

9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費の本年度予算額は243万8,000円で、対前年度比3万4,000円の減額です。財源は全て一般財源でござ

います。

細目教育委員会費 243万8,000円の主なものといたしましては、教育委員報酬 235万2,000円です。

次に、2目事務局費の本年度予算額は2億4,058万9,000円で、対前年度比4,893万3,000円の増額です。財源内訳は、国県支出金1,244万2,000円は、学校安全総合支援事業委託金44万2,000円、みえ子ども・子育て応援総合補助金1,200万円です。地方債として1,660万円、その他特定財源5,911万1,000円は、共済給付金及び共済掛金補助金が161万7,000円、教員住宅等貸付料が430万8,000円、ふるさと応援基金繰入金が5,288万5,000円などです。一般財源は1億5,243万6,000円となっております。

細目教育職員人件費につきましては、総務課より説明がありましたので割愛させていただきます。

なお、各細目での人件費に関しましても、教育職員人件費と同様に、割愛させていただきますのでよろしくお願いいたします。

細目教育一般事務局費4,018万2,000円の内訳は、需用費379万8,000円は、事務局の消耗品費と光熱水費等でございます。

次ページを御覧ください。

役務費132万円は、庁舎別館及び矢浜教員住宅の浄化槽保守点検等手数料64万8,000円と、樹木剪定・除草手数料37万8,000円が主なものです。委託料1,671万9,000円は、債務負担行為でお認めいただきましたスクールバスの運行委託料1,548万8,000円と、学校のネットワークのリプレースに係る学校ICT環境整備業務委託料102万9,000円が主なものです。工事請負費1,661万円は、旧九鬼中学校の住宅解体工事1棟及び旧古江小学校教員住宅の解体工事2棟に係る費用でございます。負担金、補助及び交付金130万1,000円は、紀北教育研究所運営費分担金90万円が主なものでございます。

次に、細目学校教育事務局費は7,275万円です。

報酬73万2,000円は、学校運営協議会委員の報酬25万円と、健康管理医の報酬24万円が主なものです。

報償費66万円は、次ページを御覧ください、各学校に配置する学校評議員と県からの委託事業である学校安全総合支援事業のアドバイザーへの報償費など52万円、また人権教育の研修会講師謝礼など14万円でございます。

需用費 1,386万5,000円は、消耗品の主なものとして、1人1台端末の授業支援ソフトウェアの購入の653万円と、令和6年度に小学校の教科書が改定されることによる小学校指導書の購入等730万8,000円が主なものでございます。

役務費 36万9,000円の主なものは、廃棄薬品収集運搬処分手数料29万3,000円で、尾鷲の各中学校、尾鷲中学校、輪内中学校で使用済みとなった廃棄薬品の収集運搬処分費でございます。

使用料及び賃借料 1,499万6,000円は、公務用の学校ICT環境機器借上料です。

負担金、補助及び交付金 4,148万2,000円の主なものは、補助金といたしまして、児童・生徒学校給食費給付金 3,828万9,000円で、令和5年度から引き続き、学校給食に係る費用の全額を給付するものでございます。なお、本事業につきましては、みえ子ども・子育て応援総合補助金 1,200万円と今議会で追加議案の補正第1号に計上の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金のうち、1,287万6,000円を充当するものです。単費といたしましては、1,341万3,000円を見込んでおります。

細目ALT事業 165万7,000円につきましては、旅費 66万6,000円は、ALTの帰国旅費が主なものです。

負担金、補助及び交付金 89万3,000円は、自治体国際化協会への負担金でございます。なお、現在ALTは尾鷲市には2名が配置されております。

次ページを御覧ください。

3目奨学資金貸付金、本年度予算額 483万5,000円で、対前年度比 125万8,000円の減額です。財源の内訳のその他特定財源 299万5,000円は、奨学資金貸付金返還金で、一般財源は 184万円でございます。

本事業の内容に関しましては、担当係長より説明いたします。

○柳瀬教育総務課係長　それでは、主要施策の予算概要 77ページを御覧ください。通知いたします。

奨学資金貸付事業について御説明いたします。

まず、事業の目的は、高校・大学等へ進学する生徒・学生で、学資の十分でない者に対し奨学金を貸与し、卒業後社会に貢献させることを目的としております。

事業の内容につきましては、勉学意欲があるにもかかわらず、経済的理由により高校・大学等へ進学が困難な方に奨学金を貸与するものです。

経費内訳は記載のとおりで、令和6年度の貸与予定者数は、新規貸付けが11名分、318万円と、継続貸付けが6名分、162万円、計17名分、480万円の貸付金予算額となっており、前年度予算と比較して、継続貸付者分が5名分、126万円の減額となっております。

事業費予算額は483万5,000円で、財源内訳は、奨学資金貸付金返還金が299万5,000円、一般財源が184万円です。

奨学金貸付事業に係る予算概要の説明は以上でございます。

○柳田教育総務課長　それでは、予算書180ページ、181ページにお戻りください。通知させていただきます。

9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費は、本年度予算額1億8,245万5,000円で、対前年度比408万7,000円の増額です。財源内訳の国県支出金は616万5,000円で、みえ子ども・子育て応援総合補助金468万円、理科教育等設備整備費補助金18万7,000円、みえ森と緑の県民税市町交付金18万8,000円等を充当しており、地方債が1,440万円、その他特定財源1,210万6,000円はふるさと応援基金繰入金などを充当し、一般財源が1億5,378万4,000円でございます。

細目小学校学校管理費は7,423万1,000円です。

需用費4,996万8,000円は、小学校5校分の消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費などがございます。

役務費835万1,000円は、次ページを御覧ください、浄化槽保守点検等手数料524万1,000円、給食用昇降機点検手数料77万1,000円が主なものでございます。

使用料及び賃借料228万7,000円は、小学校5校に係る複合機の使用料168万8,000円及びインターネット使用料の49万5,000円が主なものです。

備品購入費1,205万は、主なものといたしまして、尾鷲小学校屋内運動場スポットエアコンの836万円や各小学校の図書購入111万円などがございます。スポットクーラーに関しましては、令和5年度には宮ノ上小学校に導入実績がございまして、各小学校からの予算要求、要望などを精査し、来年度は尾鷲小学校に導入を予定いたしました。また、各校からは、学校施設外へ持ち出すことのできるAEDの要望がありました。昨年のような猛暑が続く中での屋外活動もありますので、2台のAEDを令和6年度で計上、予算化をしたところでございます。

次に、細目小学校学校給食事業は1,943万円1,000円で、小学校5校分の

給食に係る経費でございます。

本予算に関しましては、令和7年度から実施を予定しております、矢浜小学校及び向井小学校の尾鷲市学校給食センターからの配送に係る整備費用などを計上いたしておりますので、内容に関しましては別紙資料をもちまして、後ほど担当から説明させていただきます。

需用費の消耗品費452万円は、調理用白衣や食器、食器洗剤などの購入、役員費151万7,000円は、栄養教諭・給食調理員の検便手数料73万9,000円、グリストラップの清掃手数料21万8,000円などが主なものでございます。

それでは、令和7年度からの尾鷲市学校給食センターからの配食に関しましての説明を担当よりいたさせます。

○東教育総務課主任 矢浜小学校及び向井小学校への尾鷲市学校給食センターからの配食について、行政常任委員会資料に基づき、御説明させていただきます。

資料1ページを御覧ください。通知いたします。

令和5年4月から尾鷲市学校給食センターが本格稼働を開始し、尾鷲中学校への配食が開始されたことで、市内全小中学校での給食が実現しました。

これにより、栄養バランスの取れた食事の提供による児童・生徒の健康保持や保護者の家事負担軽減が図られ、また、令和5年5月分以降、国、県の補助金を活用した学校給食費給付事業の実施により、子育て世帯の家計の負担軽減が図られたものと考えております。

本市では、関係課と連携し、地元産農産物や海産物を学校給食に積極的に取り入れるなど、食育やふるさと教育についても推進しておりますが、これら事業を進める一方、老朽化した古い給食施設が課題として残っております。

今回、矢浜小学校と向井小学校で実施中の自校式学校給食事業について、調理作業の効率化やランニングコストの削減、今後の児童数減少への対応、また、安定した給食の提供を進めるため、令和7年度から尾鷲市学校給食センターからの配食に移行いたします。そのため、令和6年度に必要な整備を実施いたします。

2ページを御覧ください。

現在、両校では、自校で調理した給食を各教室にて喫食しておりますが、給食センターからの配送となった場合、配膳の効率化を図るため、1階にランチルームを整備します。

矢浜小学校については、1階東側の予備教室2室をランチルームとして整備し、向井小学校については、1階西側のパソコン教室をランチルームへと整備し、パソ

コン教室を2階資料室へ移設する整備を実施いたします。

3 ページを御覧ください。

ランチルーム整備に必要な費用約337万円の内訳を記載しております。

また、矢浜小学校につきましては、現在の教職員玄関とは別に、別途、搬入搬出口を整備する必要があり、工事費用の予算額は523万6,000円、施工予定箇所は3ページ中段以降に図面等でお示ししております。

4 ページを御覧ください。

現在、尾鷲中学校に配食をしておりますが、時間・距離の制約上、別途配送車両の整備が必要であるため、車両及び配送用コンテナ等備品を購入いたします。配送用車両約890万円、コンテナ2台約107万円となっております。

なお、事業完了後に使用しなくなる各校の給食調理室につきましては、備え付け防災備品等の保管場所として活用するほか、大釜などの設備は、災害発災時に炊き出し用の器具として利用可能なものは選別をし、保存する予定をしております。

本事業に係る財源につきましては、記載のとおりで、備品等購入費に、みえ子ども・子育て応援総合補助金229万円を充当予定で、また、車両購入には、過疎対策事業債890万円を活用する予定です。

説明は以上です。

○柳田教育総務課長 それでは、予算書184ページ、185ページにお戻りください。通知させていただきます。

それでは、細目小学校保健衛生管理経費は601万7,000円でございます。

報酬403万円は、学校医、歯科医の校医報酬324万5,000円、薬剤師の報酬78万5,000円でございます。委託料137万3,000円は、各種検診委託料や検査委託料です。

次に、小学校施設整備事業は1,276万6,000円です。需用費の修繕料699万2,000円は、各小学校の一般修繕費350万円と小学校洋式便器の修繕費150万円、矢浜小学校の浄化槽のチェッカープレートの取替え60万5,000円を計上しております。工事請負費523万6,000円は、先ほど説明させていただきました給食センターからの配食に係る矢浜小学校の搬入搬出口の改修工事費用でございます。

次に、2目教育振興費、本年度予算513万7,000円で、対前年度比496万4,000円の減額です。財源内訳は、国県支出金が特別支援教育就学奨励費補助金3万4,000円で、その他特定財源412万8,000円はふるさと応援基金

繰入金で、一般財源は97万5,000円でございます。

細目、小学校教育振興経費は320万9,000円です。

内訳は、全額扶助費で、学用品費等は、準要保護児童94名分の学用品費等と、令和6年度新入学児童12名への、学用品費を合わせた294万4,000円、特別支援教育就学奨励費20万5,000円は11名分の学用品費等でございます。

次に、細目ふるさと教育支援事業148万5,000円と、次ページを御覧ください、細目子どもの学びと育ち育成支援事業44万3,000円は、担当係長より説明いたします。

○柳瀬教育総務課係長 それでは、主要施策の予算概要78ページを御覧ください。通知いたします。

ふるさと教育支援事業について御説明いたします。

まず、事業の目的は、子どもたちがふるさと尾鷲に愛着を持ち続けるため、地域の人々の考え方や生き方から学んだり、自然や景観、歴史、伝統文化の体験など、郷土愛を育む「ふるさと教育」を充実させることを目的としており、令和6年度は、さらに、ふるさと尾鷲への郷土愛を育むため、市制70周年記念事業として市長と中学生の懇談会を開催いたします。

主な事業の内容につきましては、尾鷲の自然や景観、歴史、伝統文化などに触れる体験学習、地域教材を活用した「ふるさと教育」を充実させることや、ほかの課と連携し、地元産の食材を活用した給食を提供するなど、食育を推進することなど、記載のとおりでございます。

経費内訳は、小学校分が、講師謝礼の報償費10万円、消耗品費24万円、地元の魚を使った食育推進事業委託料85万2,000円、バス等の借上料29万3,000円で、計148万5,000円です。

中学校分が、講師謝礼及び旅費10万2,000円、消耗品費、印刷製本費が15万1,000円で、このうち、市制70周年事業関連事業費は、消耗品費2万円、印刷製本費5万円の計7万円です。その他、通信運搬費と保険料が7万9,000円、地元の魚を使った食育推進事業委託料が50万2,000円で、計83万4,000円となっております。地元の魚を使った食育推進事業については、地元産のブリ、養殖マダイ等を給食食材に使用し、小学校、中学校ともに、年間6回の実施を予定しております。

事業費予算額は、小学校、中学校合わせて231万9,000円で、前年度予算と比較して16万6,000円の増額となっております、財源内訳は全てふるさと応援

基金繰入金です。

続きまして、79ページを御覧ください。

次に、子どもの学びと育ち育成支援事業について御説明いたします。

まず、事業の目的としましては、教育ビジョンの基本理念である「未来を開き、次代のお任せを担う人材の育成」のために、子どもが自ら学べる環境づくりと学校教育の充実を進めることを目的としております。

事業の内容につきましては、児童・生徒が安心して学ぶことができる環境づくりを推進するため、小学校4から6年生及び中学校全学年の学級満足度調査Q-U調査を活用し、「自立する力」・「共に生きる力」を育成するとともに、不登校やいじめの未然防止、早期発見等に係る取り組みを推進することと、小学校6年生で漢字検定5級、中学校2年生で英語検定4級を受験し、合格することを目標として位置づけることで、学習意欲の向上と学力の向上を図るものです。

経費内訳は、小学校が、報償費、消耗品費、保険料、漢字検定受験手数料で44万3,000円、中学校が、消耗品費、英語検定受験手数料で73万3,000円となっております。

事業予算額は、小学校、中学校合わせて117万6,000円で、前年度予算と比較して、13万1,000円の減額となっており、財源内訳は、全てふるさと応援基金繰入金です。

主要施策の予算概要についての説明は以上でございます。

○柳田教育総務課長 それでは予算書186ページ、187ページにお戻りください。通知させていただきます。

ここからは中学校費の説明となります。

9款教育費、3項中学校費、1目学校管理費、本年度予算額8,820万2,000円で、対前年度比2,440万2,000円の増額となっております。財源内訳の国県支出金776万5,000円は、理科教育等設備整備費補助金7万3,000円、みえ森と緑の県民税市町交付金484万円、学校施設環境改善交付金178万5,000円で、その他特定財源695万2,000円は、ふるさと応援基金繰入金で、一般財源が5,838万5,000円となっております。

細目中学校学校管理費は3,521万8,000円です。

需要費2,169万1,000円は、中学校2校分の消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費でございます。

役務費295万6,000円は、浄化槽保守点検等手数料184万6,000円が

主なものです。

次ページを御覧ください。

委託料 155万1,000円は、電気保安業務委託料 53万4,000円及びエレベーター保守点検業務委託料 101万7,000円です。

使用料及び賃借料 86万5,000円は、複合機使用料 55万8,000円、インターネット使用料の 19万8,000円が主なものでございます。

備品購入費 669万円は、みえ森と緑の県民税市町交付金事業を活用した尾鷲中学校生徒用の机・椅子購入費 484万及び輪内中学校の家庭科室へのエアコン設置 47万3,000円が主なものでございます。

負担金、補助及び交付金 146万2,000円は、選手派遣費補助金 128万円が主なものです。

続いて、細目中学校学校給食事業は 547万4,000円で、中学校各校における給食に係る経費でございます。

需用費、消耗品費の 40万円は、調理用の白衣や食器、また洗剤などの購入費用で、役務費 30万円は、栄養教諭・給食調理員の検便手数料 8万6,000円、また、賀田地区への食材配送手数料 19万8,000円が主なものです。

委託料 353万1,000円は、尾鷲市学校給食センターから尾鷲中学校へ配送する学校給食配送等業務委託料です。

使用料及び賃借料 123万1,000円は、配送車両のリース代でございます。

次に、細目中学校保健衛生管理経費は 316万6,000円です。

報酬 188万6,000円は、校医、歯科医、薬剤師の報酬です。

委託料 98万8,000円は、次ページを御覧ください、そこにごございます各種検診委託料や検査委託料でございます。

次に、中学校施設整備事業は、1,868万4,000円です。

需用費の修繕料 300万円は、各中学校の一般修繕費 150万円と尾鷲中学校のトイレ洋式化の修繕料 150万円となっております。

工事請負費は、尾鷲中学校屋内運動場バスケット装置取替え工事 1,013万1,000円と輪内中学校の屋内運動場トイレ改修工事 535万7,000円です。尾鷲中学校のバスケットゴールに関しましては、現在老朽化で折り畳むことができないなど、問題があることから取替えを行い、輪内中学校の屋内運動場のトイレでございますが、現在、男女がほぼ共用しているというような状況でございますので、要望等もございましたので、来年度予算計上して、改修を行う予定となっております。

す。

次に、2目教育振興費、本年度予算額825万4,000円で、対前年度比344万2,000円の減額です。財源内訳は、国県支出金が特別支援教育就学奨励費補助金7万3,000円で、その他特定財源634万2,000円は、ふるさと応援基金繰入金、一般財源は183万9,000円となっております。

細目中学校教育振興経費668万7,000円です。

需用費の消耗品費67万5,000円は、クラブ活動に係る経費です。

扶助費601万2,000円のうち、学用品費は、準要保護生徒82名分の学用品費と令和6年度の新入生徒、入学生徒24名の学用品費を合わせて550万8,000円です。

特別支援教育就学奨励費44万4,000円は、11名分の学用品費となっております。

続きまして、細目ふるさと教育支援事業83万4,000円と、細目子どもの学びと育ち育成支援事業73万3,000円の2事業につきましては、小学校の予算の説明の際に、主要施策の予算概要で説明いたしました事業でございます。

以上が、教育総務課に係る令和6年度の一般会計予算の説明でございます。

○南委員長 ありがとうございます。

それでは引き続き、生涯学習課長、説明をお願いいたします。

○平山生涯学習課長 続きまして、議案第11号、令和6年度尾鷲市一般会計予算の議決についてのうち、当課に関する予算について御説明いたします。

まず、歳入から御説明いたします。

予算書の22、23ページを御覧ください。

12款分担金及び負担金、1項負担金、3目教育費負担金9,279万3,000円、そのうち当課分は、2節の保健体育費負担金9,250万円は、市営野球場の解体工事負担金で、東紀州環境施設組合を構成する5市町による負担金でございます。

次に、13款使用料及び手数料、1項使用料、次ページのほうをおめぐりいただきまして、7目の教育使用料でございます。教育使用料231万7,000円、そのうち当課分といたしましては2節の社会教育使用料116万9,000円は、公民館の使用料、天文科学館入館料及び使用料ほか、行政財産の使用料につきましては天文科学館に設置する報道各社の情報カメラ、また公民館等に設置する自動販売機に係る財産使用料でございます。

3節保健体育使用料101万5,000円につきましては、市営運動場や野球場、テニスコート等の使用料ほか、学校開放に係る学校施設の体育館の使用料、あと、体育館使用料は、九鬼体育館の使用料でございます。

次に、28、29ページを御覧ください。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、5目教育費国庫補助金2億6,787万1,000円は、1節教育費補助金2億6,787万1,000円、そのうち当課分は、上から4行目の防災・安全交付金は国市浜公園に係る避難路地質調査設計・積算業務に対する交付金1,370万円です。下から2行目の社会資本整備総合交付金は、国市浜公園野球場建設工事に対する交付金2億5,050万円、文化財保存事業費関係補助金は、熊野古道参詣道の八鬼山道の木製の橋の修繕に対する補助金100万3,000円でございます。

次に、15款県支出金、2項県補助金、次ページをお願いいたします、7目教育費県補助金238万7,000円、1節教育費補助金238万7,000円、そのうち生涯学習課分につきましては、平成19年度から実施する放課後子ども教室推進事業に対する補助金183万6,000円でございます。

次に38、39ページを御覧ください。

20款諸収入、5項雑入、1目雑入、8節教育費雑入446万5,000円のうち、当課分といたしましては、2行目の図書館コピーサービス料9,000円、熊野古道保全整備事業補助金は、熊野古道の修繕事業に対して、東紀州振興公社から交付される補助金50万円、下から3行目、自動販売機電気使用料は中央公民館に設置する自動販売機電気料5万6,000円でございます。一番下、芸術文化振興育成事業助成金は、本年6月30日に開催を予定しております市制70周年記念の市制70周年式典の関連事業として計画しております大阪市音楽団コンサートに対する公益財団法人三重県文化振興事業団からの芸術文化振興育成事業助成金227万5,000円を計上するものです。

以上が、歳入についての説明でございます。

次に、歳出について御説明いたします。

予算書の192、193ページを御覧ください。

9款教育費、4項社会教育費、1目社会教育総務費、本年度予算額は1億68万9,000円で、前年度比5,318万4,000円の増額でございます。

財源内訳の国県支出金305万6,000円は、放課後子ども教室推進事業県補助金などの補助金交付金、地方債の2,950万は社会教育施設整備事業債、その

他547万5,000円は、先ほどの芸術文化振興育成事業助成金や公民館使用料、ふるさと応援基金繰入金等でございます。

社会教育職員の人件費につきましては、総務課より説明が行われておりますので、説明を割愛させていただきます。

細目社会教育一般事務費は、83万1,000円でございます。

主なものといたしましては、社会教育委員報酬6名分の15万9,000円、需用費18万9,000円は、子育てハッピーデーの実施に係る子育てを支え合う環境づくり事業関係の消耗品費等でございます。

負担金、補助及び交付金の25万4,000円のうち、補助金は22万9,000円で、少年活動事業補助金3万3,000円は子ども会育成会連絡協議会、女性活動事業補助金5万円は婦人の会連絡協議会、文化活動事業補助金14万6,000円は文化協会に対し、それぞれ活動への補助をするものでございます。

次に、細目二十歳のつどい事業は、72万6,000円でございます。

令和4年度より、その年度に二十歳を迎えられた方を対象に、尾鷲市二十歳のつどいとして節目の年を迎えられる若者の門出を祝い、励ますために実施することとしており、主なものといたしましては、報償費23万9,000円は記念品代他、次ページを御覧いただき、使用料及び賃借料24万2,000円の文化会館使用料が主なものでございます。

次に、放課後子ども教室推進事業275万4,000円は、放課後等における子供の安全で健やかな居場所づくりを進めるもので、いきいき尾鷲っ子として、小学校放課後児童クラブ、地区のコミュニティーセンター等と連携しながら、講座やサマースクール、イベント等を年間50余り、講座として開催をしております。

予算の主なものといたしましては、放課後子ども総合プランの運営委員報酬として13万9,000円、放課後子ども教室のコーディネーター、講座を行う講師への報償費が232万5,000円などで、事業費の3分の2を上限に、県の補助金が交付されております。

次に、市制70周年記念事業589万円は、総務課の行政常任委員会におきまして説明されました式典関連事業として、現在、生涯学習課が担当課として計画しております、交響吹奏楽団、大阪シオンウインドオーケストラによる交響吹奏楽団演奏会に係る事業費、こちらと、新規にぎわい事業として熱気球やパラグライダーの体験を行っていただく天空体験、あと、三重とこわか国体の中止で開催ができなかったクッブの全国大会を計画する、クッブ特別全国大会に係る事業費が、ここの部

分に含まれております。

報償費 15 万円につきましては、カップ全国大会に係る講師等の報酬でございます。

旅費 25 万 2,000 円は、カップ全国大会に係る他地域の大会視察や大会関係者打合せ等に係る旅費でございます。

需用費 93 万 1,000 円は、交響楽団の演奏会に係る消耗品 1 万 3,000 円と、あと天空体験関連の消耗品として 10 万円、カップ特別全国大会に係るカップの作成や啓発物の消耗品として 81 万 8,000 円、合計で 93 万 1,000 円を計上するものでございます。

役務費につきましては、演奏会に係る案内通知であるとか、天空体験に係る通知用のはがき代 8,000 円等の予算計上でございます。

委託料の 450 万円につきましては、交響吹奏楽団演奏会に係る市制 70 周年記念演奏会委託料で、大阪市音楽団への講演委託料として計上を行うものでございます。

使用料及び賃借料 1 万 1,000 円につきましては、各イベントの募集チラシ等の印刷に係る経費等でございます。

次の社会教育施設整備事業につきましては、現在、施策を進めております体育文化会館及び中央公民館の施設につきまして、今後、耐震補強及び長寿命化等を実施していくに当たり新設した事業で、予算額 3,301 万 9,000 円でございます。

報償費 9 万円につきましては、現在準備を進めております耐震・長寿命化設計プロポーザルにおけるプロポーザル選定委員報酬 3 名、3 回分の報償費、旅費 7 万 9,000 円はプロポーザル選定委員、同じく 3 名、3 回分の旅費でございます。

委託料 3,285 万円は、債務負担行為を計上しております耐震・長寿命化設計プロポーザル設計者選定支援業務委託料 330 万円及び耐震・長寿命化に係る設計等業務委託料 2,955 万円でございます。

内容につきましては、行政常任委員会資料により、森下参事から御説明いたします。

通知をいたします。

○森下生涯学習課参事　それでは資料 1 ページを御覧ください。

公募型プロポーザル方式による設計業務の委託業者選定について、募集に当たった業務の目的、概要と業者から行っていただく技術提案のテーマについて説明いたします。

まず、1. 本業務の目的としましては、尾鷲市の公共施設について、建設から数十年が経過して老朽化が進んでおり、今後の維持・管理・更新が課題となっています。

そういった中、これまで委員会でも説明させていただいたとおり、体育文化会館と中央公民館について、老朽化により、耐震診断の結果から耐震補強工事が必要であること、加えて、両施設への庁舎別館機能の集約・複合化を進めていきたいことから、プロポーザル方式により設計業務者を選定し、技術提案を基に、よりよい工法の設計によって耐震・長寿命化工事を行うこととしたため、最も適格である業者を選定することを目的として、プロポーザルを実施するものでございます。

次に、2. 業務の概要としましては、業務の内容として体育文化会館と中央公民館の耐震・長寿命化工事を実施し、同時に庁舎別館機能を両施設へ集約・複合化するための設計業務を行うものでございます。

次のページを御覧ください。

次に、3. 技術提案の特定テーマとしましては、三つの点について、考え方や方針を提案してもらいます。

まず一つ目は「建築計画について」で、体育文化会館は屋内スポーツの中心的な施設として、中央公民館は図書館を含む生涯学習の活動拠点となる社会教育施設として整備することと、加えて、先ほども申しました庁舎別館機能を耐震・長寿命化改修後の両施設へ集約・複合化することも踏まえた設計上の取組を、まず提案してもらうことにしております。

次に、「施設の耐震性確保について」は、能登半島地震や南海トラフ地震等を踏まえ、災害時には避難所となる体育文化会館及び中央公民館は、耐震診断の結果では耐震基準を満たしていないという判定のため、耐震性を高める耐震補強設計及び長寿命化設計について設計上の取組方法等を記載してもらうことにしております。

特に、これまで委員会等でいろいろと御意見をいただいている体育文化会館の耐震設計に対する考え方などについては、この部分で提案をしてもらうことを想定しております。プレゼンテーションのヒアリングにおいても確認していきたいと考えております。

最後に、三つ目の「環境配慮について」は、環境負荷やライフサイクルコストを低減し、耐久性や機能性等を維持した上で、省エネルギーにも配慮した設計上の取組方法等を記載してもらいます。

特定テーマに係る技術提案は、ヒアリングを通じて適格性や専門性の高さなどの

専門技術力や、取組体制や取組姿勢についてなど、様々なことを総合的に審査し、最も適格である設計業者を選定していきたいと考えております。

説明は以上です。

○平山生涯学習課長 予算書の196、197ページにお戻りください。

次に、2目公民館費、本年度予算額は2,401万8,000円、前年度比101万5,000円の減額でございます。財源内訳のその他特定財源は、公民館使用料、ふるさと応援基金繰入金などの158万9,000円でございます。

細目公民館管理経費は、2,049万1,000円で、主なものといたしましては、需用費980万9,000円のうち、光熱水費828万円でございます。

役務費301万8,000円は主に浄化槽保守点検等手数料などで、委託料593万2,000円は、エレベーターの保守点検業務委託料82万3,000円や、中央公民館の警備業務委託料374万円などが主なものでございます。

一番下の行になりますが、細目公民館活動経費の予算計上額は49万4,000円です。次ページを御覧ください。主なものといたしましては、市民向け講座開催に係る講師謝礼41万円等でございます。

次に、3目天文科学館費、本年度予算額601万8,000円で、前年度比で78万8,000円の増額でございます。財源内訳は、その他特定財源の2万6,000円は入館料でございます。

細目の天文科学館管理運営経費は211万円で、主なものといたしましては、天体観測指導員の報償費31万8,000円や、需用費の光熱水費42万円、修繕料47万8,000円は、天文科学館の上水道の給水増圧ポンプの取替え修繕と、天文科学館1階ロビーのエアコン修繕に係る修繕料でございます。

委託料65万1,000円は、81cm天体望遠鏡保守・点検業務委託料44万円などでございます。

次に、4目図書館費、本年度予算額2,466万7,000円で、前年度比が108万1,000円の減額でございます。財源内訳のその他特定財源260万9,000円は、ふるさと応援基金繰入金260万円と図書館のコピーサービス料9,000円でございます。

次ページを御覧ください。

細目図書館管理運営経費は563万3,000円で、主なものといたしましては需用費のうち、消耗品として新聞雑誌などの定期購読代など86万6,000円、使用料及び賃借料166万6,000円のうち、図書館システム使用料130万3,

000円は、蔵書図書の検索や貸出し管理等を行うシステム使用料でございます。
関連事項で債務負担行為がございますので、説明のほう、させていただきます。
予算書の10ページを御覧ください。通知いたします。

第2表債務負担行為のうち、下から3番目、図書館システム使用料につきましては、令和6年の9月で契約期間が終了することから、令和7年度から令和11年度までの5年間を契約期間として、594万円を限度額として計上するものでございます。

それでは、予算書の200、201ページにお戻りください。

図書館管理運営経費のうち、備品購入費260万円は、図書館の図書購入費でございます。

次に、5目文化財保護費、本年度予算額438万5,000円、前年度比203万2,000円の増額でございます。財源内訳は、国県支出金100万3,000円は文化財保存事業関係補助金、その他特定財源150万円につきましては、熊野古道森林施業対策基金繰入金100万円と、東紀州地域振興公社から熊野古道保全整備事業補助金からの補助金50万円でございます。

細目の一般保護事業は438万5,000円で、主なものといたしましては、需用費241万7,000円のうち、修繕料232万6,000円は、主に熊野古道八鬼山道に架かる木製橋2か所の修繕料、次ページを御覧いただき、補償、補填及び賠償金の賠償金100万円は、熊野古道と森林施業の安全調整等の経費の補填に係るものでございます。

一般保護事業につきましては、丸田課長補佐より主要施策の予算概要により、御説明させていただきます。

通知いたします。

○丸田生涯学習課長補佐兼係長 本事業は、国、県、市の指定文化財等の保護・管理に努めるとともに、その活用を図り、貴重な地域資源として次世代へ継承、また、熊野古道の来訪者の安全対策などを行うものでございます。

主な事業内容としましては、先般、1月11日の行政常任委員会でも御説明させていただきましたが、熊野古道世界遺産登録20周年記念事業として、熊野古道八鬼山峠道の平成11年度に設置した2か所の橋、八鬼山第二橋と八鬼山第三橋が老朽化による腐朽箇所が全体的に見られることから、文化庁及び有識者の指導のもと、景観の保全等に配慮しながら修繕を進めます。

この橋梁修繕に係る事業費は、修繕料182万6,000円のほか、有識者の報

償費、旅費など200万7,000円で、補助率2分の1である国庫補助金を活用いたします。

全体の事業費としましては、438万5,000円で、財源内訳は、先ほどの国庫支出金、文化財保存事業費関係補助金が100万3,000円、その他特定財源として、熊野古道森林施業対策基金繰入金100万円と熊野古道保全整備事業補助金50万円で、一般財源は188万2,000円でございます。

説明は以上です。

○平山生涯学習課長 予算書の202、203ページにお戻りください。

次に、6目郷土室費、本年度予算額763万1,000円、前年度比30万円の増額でございます。財源内訳は、その他特定財源100万円は、ふるさと応援基金繰入金の充当によるものであります。

細目保存運営事業は144万1,000円で、主なものといたしましては、委託料118万3,000円は、県指定文化財である尾鷲の大庄屋文書をはじめとする資料の防虫のため、年2回の文化財薫蒸に係る委託料でございます。

次に、7目少年センター費、本年度予算額は567万2,000円で、前年度比37万8,000円の増額でございます。財源内訳は、その他特定財源の86万1,000円はふるさと応援基金繰入金の充当によるものであります。

細目少年センター一般事務費は86万1,000円で、主なものといたしましては、啓発物品購入に係る消耗品費や、ボランティア活動に係る傷害保険料などがございます。

看板撤去手数料15万円につきましては、天満に設置する青少年育成に係る看板の老朽化のため、撤去を行うための手数料でございます。

また、補助金の54万4,000円は次ページを御覧ください、こちらのほうは、青少年非行防止活動事業補助金として、少年指導員の会に23万2,000円を、青少年育成地域活動事業補助金として青少年育成町民会議に15万円を、地域間交流活動推進事業補助金として、青少年育成市民会議に16万2,000円を、それぞれ助成するものでございます。

次に、8目文化会館費、本年度予算額は5,074万5,000円で、前年度比76万1,000円の増額でございます。

財源内訳のその他特定財源2,000万円は、ふるさと応援基金繰入金の2,000万円でございます。

細目文化会館管理運営費は5,074万5,000円で、主なものといたしまして

は、需用費の修繕料585万6,000円は、空調機修繕及び舞台関係設備の修繕などでございます。

委託料4,481万1,000円は、公益財団法人文化振興会の尾鷲市民文化会館の指定管理料でございます。

以上で、4項社会教育費の合計は、本年度予算額2億2,382万5,000円で、前年度比で5,534万7,000円の増額でございます。

続きまして、9款教育費、5項保健体育費でございます。

1目保健体育総務費、本年度予算額は2,730万4,000円で、前年度比98万5,000円の増額でございます。財源内訳のその他特定財源54万円は、学校開放使用料でございます。

細目のスポーツ振興事業は823万円で、主なものといたしましては、委託料の70万円は、美し国三重市町対抗駅伝参加事業委託料でございます。

次ページを御覧ください。

負担金、補助及び交付金688万5,000円のうち、負担金の主なものといたしましては、今回、紀北健康センター利用料負担金として514万8,000円を計上しております。本負担金につきましては、令和5年度まで他市町公営プール利用補助金として個別に紀北町民と尾鷲市民の利用料の差額に対しまして補助金を交付しておりましたが、これまで紀北町との協議を行いまして、令和6年度から利用実績により、尾鷲市から紀北町へ負担金として年4回支出を行うことにより、これまで行っておりました補助金手続を廃止し、市民の利便性ですとか、また事務の改善を図る目的で、今回負担金として予算の計上を行うものでございます。

補助金といたしましては、成年スポーツ活動事業補助金60万円は、尾鷲スポーツ協会への入賞選手の協会表彰、あと、スポーツ講習会や各種競技の市民スポーツ祭などに係る補助金でございます。その他、三重スポーツフェスティバル参加事業補助金として52万5,000円、他市町公営プール利用補助金は、紀北健康センターの負担金への移行により2万円の計上としております。

次に、2目の運動場管理費、本年度予算額が6億3,753万2,000円で、前年度比が6億2,477万1,000円の増加となっております。

特定財源の国庫支出金につきましては、社会資本整備総合交付金等の国交付金、地方債につきましては、多目的スポーツフィールド事業債、その他につきましては、東紀州5市町の負担金及び各施設の使用料となっております。

細目の運動場維持管理経費647万9,000円につきましては、主なものとい

たしましては、各施設に係る需用費 173万9,000円のうち、光熱水費が93万2,000円。あと、役務費といたしましては86万2,000円で、浄化槽保守点検等手数料等となっております。役務費のうち物置設置手数料の42万3,000円及び備品購入費の111万1,000円につきましては、市営運動場のテニスコート等に、今回新たに物置を設置するための備品購入及びその物置の設置手数料となっております。

次に、多目的スポーツフィールド整備事業の本年度予算額が6億3,105万3,000円でございます。内容の主なものといたしましては、役務費としての建築確認申請手数料40万円と委託料としては、合計3,580万円。内訳といたしましては、国市浜公園野球場建設工事監理業務委託料が840万円及び避難路に係る設計等業務委託料として2,740万円を計上するものでございます。

工事請負費の5億9,450万円につきましては、新野球場の建設工事に係る5億200万円と、現野球場の解体に係る工事費の9,250万円を計上するものでございます。

本事業につきましては、債務負担行為のほうの関連がありますので、そちらのほうを続けて説明させていただきます。

予算書の10ページを御覧ください。

第2表債務負担行為でございます。

国市浜公園野球場建設工事監理等業務委託につきましては、期間を令和7年度とし、840万円を、国市浜公園野球場建設工事につきましては、6年度、7年度の事業として野球場の建設を行っていくため、期間を令和7年度とし、7億5,300万円を限度額として、今回、債務負担行為として計上するものでございます。

それでは、多目的スポーツフィールド事業について資料等により、説明させていただきます。

まずは、主要施策の予算概要の92ページを御覧ください。

こちらにつきましては、令和6年度に計上をしております工事等の事業内容とその財源についてまとめたものでございますが、先ほど予算書のほうで説明いたしました国市浜公園の野球場建設工事に係る6年度の工事請負費が5億200万円、あと、同工事に係る工事監理等業務委託につきましては、840万円を計上するものでございます。

次に、記載する国市浜公園にかかる避難路地質調査・設計・積算業務委託につきましては、2,740万円。あと、関連事業といたしまして、市営野球場解体工事

費が9,250万円、あと、野球場建設に係る建築確認手数料等といたしまして75万3,000円の計上となっております。これらを合わせまして、総事業費の予算額は6億3,105万3,000円で、財源内訳としましては、国庫支出金及びその他特定財源と一般財源として振り分けております。

国庫支出金の中身につきましては、社会資本整備総合交付金2億5,050万円が、こちらが野球場建設に係る国の交付金になります。その下、防災・安全交付金1,370万円につきましては、国市浜公園に係る避難路地質調査・設計・積算業務等委託に係る国の交付金となります。

その他特定財源、多目的スポーツフィールド整備事業債につきましては、野球場建設に係る起債分2億3,770万円。一番下、市営野球場解体工事負担金につきましては、東紀州環境施設組合を構成する5市町より、今回計上する市営野球場解体工事9,250万円に対する負担金の計上となっております。

続きまして、行政常任委員会資料により多目的スポーツフィールド整備事業について建設課のほうより御説明させていただきます。

○南委員長　　ちょっと建設課長、ちょっとずれてくれるかな、こっちへ。顔が。そうそうそう。お願いします。

○塩津建設課長　　それでは、多目的スポーツフィールド整備事業について資料を基に説明させていただきます。

資料のほう、よろしいでしょうか。

まず3ページを御覧ください。

当初予算要望額及びスケジュール案でございます。まず1.の当初予算要望額につきましては、先ほど生涯学習課長のほうから詳細な説明がございましたので、割愛させていただきます。

2.のスケジュール案を御覧ください。

まず、国市浜公園整備関係が①から③までとなっております。このうち、①と②が令和6年度から令和7年度にかけて行うもので、野球場建設工事と建設工事部分に係る監理等業務委託でございます。また、③につきましては、令和6年度予算ではございませんが、ナイター照明等の電気設備工事を令和7年度に行うこと等を想定した上で、参考として概算金額を提示させていただいております。

次に、④及び⑤が、国市浜公園に係る避難路（歩道橋）整備関係で、令和6年度に④の地質調査及び設計・積算業務を行い、⑤の歩道橋整備工事については令和7年度を予定しております。

⑥市営野球場解体工事につきましては、令和6年度の予定でございます。

次に、資料の4ページを御覧ください。

さきの委員会で示させていただきましたレイアウト図に、今回の野球場建設工事の箇所を重ねたものでございます。

野球場建設工事につきましては、赤線で囲った野球場本体部分と管理棟など関連する施設の整備について、令和6年度から令和7年度の2か年で総事業費12億5,500万円で行うもので、うち令和6年度が5億200万円、令和7年度が7億5,300万円でございます。

次に、資料の5ページを御覧ください。

こちらも、さきの委員会で示させていただきました施設平面図で、今回は、野球場本体の建設工事として、ロングパイル人工芝によるグラウンド舗装、内野・外野のスタンド、各種スコアボード、ベース、プレート、ライン類、防護マット、手洗い場や水栓、用具置場、倉庫・器具庫、ダッグアウト、防球ネット等について整備する予定でございます。

次に、資料の6ページを御覧ください。

参考資料としまして、ナイター照明の設計概要を示しております。

まず野球場の競技区分ですが、硬式3、軟式2と設定しております。照明の設置数は6か所で、照明器具の取付け高さは18.5メートル、取付け台数は100台となります。

資料右下に照明灯の姿図を示しております。

18灯用と14灯用がありますが、どちらも基礎は鋼管基礎で、根入り深さは16メートル、地上での立ち上がりは20メートルとなっております。

次に、資料の7ページを御覧ください。

避難路概略検討業務委託における検討内容でございます。

以前から、委員会のほうで途中経過を説明させていただいておりますが、今回の概略検討業務では、結果的に5案について検討しております。

まず第1案としまして、交差点への架設案、県道の交差点への架設案です。

第2案として、同様に交差点への架設案ですが、こちらは県道への影響を極力抑えた案でございます。両方とも橋梁本体、県道のかさ上げ工事等、概算時点でかなりの金額が予想されております。

次に、第3案としまして、現状の南門、これをボックスカルバートにより改良する案。

第4案につきましては、このボックスカルバート案に付随して、歩道橋を併設する案。

第5案としまして、歩道橋のみを架設する案を検討しましたが、概算事業費や県道への影響等を考慮し、第5案の歩道橋架設を採用しております。

次に、資料の8ページを御覧ください。

先ほど説明しました第5案の最終検討案でございます。橋梁形式につきましては、現時点での概算事業費、工事期間等を比較し、門型カルバートとしております。橋長、橋の長さは7.4メートル、橋の有効幅員は5.0メートルでございます。

右上に示しております断面図を御覧ください。

左側が公園側で、右側が県道側でございます。路面自体は2.0%の勾配で、県道へすり付く案となっております。黄色く着色した部分が門型カルバートで、赤線の白抜き部分が、新設する護岸となります。

ハイウォーターレベルを令和元年災で河川が溢水した、あふれた際の2.5メートルとし、そこから、桁下まで30センチの余裕高を設けております。

令和6年度におきましては、この検討結果を基に、地質調査、設計・積算を行い、詳細な工事費を算定する予定であります。

次に、資料の9ページを御覧ください。

歩道橋の幅員検討で、先ほど申し上げました有効幅員5.0メートルについての決定根拠でございます。

まず公園内の避難動線ですが、太い赤矢印線がメインの避難動線、細い赤矢印がサブの避難動線となっております。これは公園中央のメインプロムナードを通り、歩道橋から敷地外に避難する動線でございます。

次に、算定方法の詳細ですが、(1)算定式としましては、国土交通省より出されております防災公園の計画・設計・管理運営ガイドラインを参照し、「入口(避難路)の避難有効幅員」＝「対象避難人口の内該当人員」÷(「単位当たりの計画流動係数」×「計画避難時間」)で算出しております。

(2)対象避難人口の内該当人員につきましては、国市浜公園整備に伴う測量・基本設計・実施設計業務委託より、2,000人と設定しております。

次に、(3)単位当たりの計画流動係数ですが、国土交通省のガイドラインにおける標準値を採用し、サービス水準D、60人が1分間に1メートルの幅員を通過するものとしております。各サービス水準の空間イメージ等については右に図を表示しておりますので御参照ください。

(4) 計画避難時間につきましては、対象地点までの距離 (m) ×避難速度 (m/秒) で算定しております。対象地点までの距離は、資料の右下にございます避難距離、避難時間を示す図のほうを御覧ください。サブ避難動線も考慮し、460メートルとしております。

次に、①避難速度ですが、避難速度による人流の形状を踏まえ、1.0メートル毎秒 (1.0 m/秒) としております。

避難速度による人流の形状は、右のイメージ図を参照ください。

先頭と最後のほうの避難速度の差が大きくなると、細長い形状となります。この差が小さくなると横に広がるということになります。

災害時に避難速度が予想以上となった場合、先頭と最後尾の避難速度差が小さくなった場合がございます。避難路に十分な幅員がない場合は、混乱、混雑が生じることが予測されますので、それを踏まえた設定としております。

次に、②対象地点である歩道橋計画地点までの通過時間ですが、460メートルを1.0メートル毎秒で避難した場合、460秒=約7.7分と算定されます。

(5) 避難路となる歩道橋有効幅員 (m) の算出ですが、先ほどの算定式に各種数値を当てはめると、4.33メートルとなりますので、歩道橋の有効幅員を5メートルと決定しております。

次に、資料の10ページを御覧ください。

避難経路図でございます。基準となる地図は、尾鷲市津波ハザードマップから抜粋したものでございます。

まず、各地点から説明させていただきます。

A地点は避難の始点でございます。以前、議会視察において検証いただいた際のスタート地点とほぼ同一地点でございます。

B地点は、避難用歩道橋の設置検討箇所でございます。

C地点は、15分から20分で浸水し始める範囲と、20分から25分で浸水し始める範囲との境界でございます。

D地点は、20分から25分で浸水し始める範囲と、浸水しない範囲との境界でございます。

E地点が終点としました矢浜保育園でございます。

点線の赤い矢印線が避難経路で、A地点からE地点までの総距離が1,050メートルとなっております。

資料右下の四角囲みを御覧ください。

歩行速度を1.0メートル毎秒とした場合の各地点の避難時間でございます。

AからBの区間では、距離290メートルで4分50秒。AからCの区間、710メートルでは11分50秒で、この地点での浸水し始める時間の予測が先ほども言いました、20分でございます。

AからDの区間では、距離910メートルで15分10秒。こちらの浸水し始める時間の予測が25分でございます。

AからEの区間、国市浜公園から矢浜保育園までの全区間、全避難経路1,050メートルでの避難所用時間は17分30秒でございます。

各区間の避難所要時間の下に、以前御視察いただいた際の所要時間を参考として記載しております。

次に、資料11ページを御覧ください。

公園内の避難動線となるメインプロムナードの舗装材の設計概要でございます。

さきの委員会でも説明しましたが、メインプロムナードについては、平板ブロック同士を連結した段差抑制工法を用います。これは、側面にジョイント溝加工をした舗装ブロックに特殊ジョイントパーツ（JSパーツ）を入れ、連結することにより、段差を抑制するもので、資料左側の中段に、パーツを2種類表示しておりますが、今回の設計では、車両の乗り入れも考慮し、厚さ80ミリの平板ブロックを舗設する予定でありますので、それに対応したパーツを使用いたします。

次に、資料の中ほどの上段に、地震液状化対応検証を示しております。

こちらのほうは、アングルフレームにより中づり状態とし、液状化した路盤を再現したものであります。

従来の平板ブロックでは、20キログラムの荷重で陥没しておりますが、ジョイントシステムの場合は200キログラムの荷重でも、平坦性を保っておりますので、安全な避難経路が確保されるものと考えます。

次に、資料の右側に、使用する平板ブロックのカラーについて示しております。今回使用を予定しているのはミカゲ（MI）とダークブルー（BL）の2色で、その下の写真が施工例となります。写真の上が香川県の善通寺市役所前の広場で、その下の2枚がそれぞれ、左から、静岡県の今沢団地、東京の慶應義塾大学病院1号館でございます。

平板ブロックについては、透水タイプとし、大雨時の通行性を考慮しております。

さきの委員会でも説明しましたとおり、液状化対策については基本的に造成によるもので行いますが、地震発生時に公園利用者の避難ルートを確実に確保するため、

この段差抑制工法を採用した次第でございます。

次に、資料 1 2 ページを御覧ください。

段差抑制工法の比較検討表でございます。

NETIS 登録のある 3 種類の工法を比較しておりますが、施工性や費用を考慮し、一番左側のジョイントシステム工法を選定したものでございます。

次の市営野球場解体工事の説明は、生涯学習課のほうとなります。

○平山生涯学習課長　　続きまして、委員会資料の 1 3 ページにより、野球場解体工事について説明させていただきます。

説明につきましては生涯学習課主幹のほうから御説明いたします。

○中世古生涯学習課主幹兼係長　　資料の 1 3 ページを御覧ください。

これは現野球場の配置図でございます。赤色で囲んだところについては、環境組合のほうと立会いした結果、現施設を残したほうが、今後の工事の都合によいと思われる部分であります。

まず、駐車場の舗装については、取壊しせずに残すようなことで協議をし、残す予定にしております。その中の、別当薫さんの記念碑なんですけど、こちらのほうも、工事のほうが令和 7 年度の 9 月ぐらいに予定ということで、それまでは置かせてもらえるということで、移設の場所が決まり次第、移設するという協議をして、今回残すことになりました。

あと、クリーンセンターへのポンプについても、現在利用しているということで、最終的にはこのポンプもごみ処理組合が利用する可能性があるということで、こちらのほうも既存のまま残すことになっております。

あと、ライトからセンター側にかけてののり面の擁壁がございまして、そののり面の擁壁についても、併せて野球場の外野の擁壁、フェンスが立っている擁壁があるんですけど、そちらのほうももたれ式擁壁と併せて、ライトからセンターにかけての部分で残す方向で検討し、今回はその部分は取壊しせずに残すということになります。

野球場の内外野の擁壁と、野球場の中の排水管について全て撤去し、今回行う予定で設計をいたしております。

説明は以上でございます。

○平山生涯学習課長　　それでは、予算書の 2 0 6、2 0 7 ページのほうへお戻りください。

一番下の段、3 目屋内運動施設管理費でございます。本年度予算額が 3 1 5 万 7、

000円で、前年度比マイナス592万3,000円となっております。特定財源のうち、17万4,000円につきましては、運動施設等の使用料でございます。

細目の屋内運動施設維持関係事業につきましては、こちら、これまでは体育文化会館等も含めて、予算計上等を行ってございました事業でございますが、今年度からは九鬼の体育館管理施設等でございますし、学校開放施設等もございますので、事業費目をこちらのほうに変更して計上させていただいています。

本事業につきましては、予算計上額は315万7,000円。主なものといたしましては、次ページの委託料のうち、警備業務委託料220万円につきましては、こちらは市庁舎の別館、武道館等の警備委託に係る業務委託料、備品購入費の38万5,000円につきましてはAEDの購入費でございます。

以上、9款教育費、5項保健体育費の総額は、6億6,799万3,000円で、前年度比6億1,983万3,000円の増でございます。

以上が、生涯学習課に係る議案第11号、令和6年度尾鷲市一般会計予算の議決についての説明でございます。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○南委員長 長時間にわたり御苦労さんでございました。

ここで、10分間休憩をいたします。

(休憩 午後 2時45分)

(再開 午後 2時54分)

○南委員長 休憩前に引き続き委員会を続行いたします。

まず教育委員会の審査の前に、市長から1点御報告があります。

○加藤市長 すみません。1時10分間からの開始で、ちょっと30分ほど離席させていただいておりましたんですけれども、本日1時に、NHKの津放送局局長がお見えになりまして、NHKのほうから本市に対して、次のようなお知らせがございましたので、報告させていただきます。

貴市より申請いただきました2024年度NHK全国放送公開番組につきましては、次のとおり実施が決定いたしましたのでお知らせいたします。

全国放送公開番組、番組名「NHKのど自慢」。

期日、2025年2月23日日曜日、会場、尾鷲市民文化会館。

NHKは受信料を財源とする公共放送であり、このたび実施させていただく公開番組も受信料により制作されます。今後とも受信料制度に御理解いただき、一層の

御支援を賜りますようお願いいたします。

2024年2月14日、NHK津放送局局長、安西清麿。

以上、報告をいただいて、正式に、来年の2月23日、市民文化会館において、NHKのど自慢が開催されるということが決定いたしましたので、ちょっとお時間を頂戴して報告した次第です。ありがとうございます。

○南委員長 ありがとうございます。誠にめでとうございます。

市制50周年にちなんで、20年ぶりののど自慢でございますので、全市民で盛り上げていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、令和6年度の当初予算の教育委員会関連の審査に入らせていただきます。

御質疑のある方。

○小川委員 最初に183ページ、中段の備品購入費1,205万、このうち、スポットクーラー836万円というのを伺いましたんですけど、これ何台分なんですか。

○柳田教育総務課長 今回予定しておりますスポットクーラーに関しましては、尾鷲小学校の体育館の容積を勘案いたしまして、4台を予定しております。

○小川委員 それと、179ページ、児童・生徒学校給食費給付金、3,828万9,000円。これ、全生徒の、小中の全生徒対象なんですか。

○柳田教育総務課長 令和6年度に在籍しておみえになります児童・生徒全ての数でございます。

予定数といたしましては、小学校489名、中学校329名、転入予定ということで、これは予定でございますが10名をプラスした828名分ということでございます。

○小川委員 それと関連しまして、185ページと、まとめて191ページ、中学校と小学校でまとめていきたいと思うんですけど。扶助費ありますよね、小学校教育振興経費の中の。これ給食費、去年は387万円ついていたと思うんですけど、これ、準要保護の分だと思っておりますけれども、これの分残しておいたら、こっこの最初の全生徒の分、94名か90人分ぐらいあるんですかね、これ、国の補助金ついていますよね。それをもらっておったら、こっちこんな要らんのじゃないかと思うんですけど、中学校も小学校も。その点はいかがなんでしょうか。

○柳田教育総務課長 この扶助制度におきましては、国の補助金の、おおよそではございますが、2分の1つくというような要件でございますけれども、他の補助

金であるとか交付金を利用する場合、国の扶助費に対しての補助金は対象外ということになりますので、重複してお金をいただくことができないということで、今年度に関しましては、コロナ交付金を利用させていただくことと、来年度に関しては、県費の総合補助金と物価高騰の交付金を利用させていただくということで考えております。

○小川委員 準要保護だけじゃなしに、要保護の生徒さんもいらっしゃると思うんですけどそれは、生活保護費のほうからいかれるんですか。

○柳田教育総務課長 生活保護費のほうが優先されるということで、生活保護を受けておられる御家庭に関しましては、保護費のほうで負担させていただくということになります。

○小川委員 それと、学用品費が去年よりも若干、30万ぐらいかな、減っておるんですが、対象者、減ったんですか、これ。

○柳田教育総務課長 これは対象者が減ったということでの純然なる減という形で計上させていただいております。

○南委員長 他にございませんか。

○中村委員 198ページの図書館費で100万ぐらい去年より減っているんですけども、この理由は何でしたっけ。

○南委員長 199ページの図書館費の100万円減額の要素でしょ。

○平山生涯学習課長 前年度比の108万1,000円の減額につきましては、図書館職員人件費のほうの減額によるものでございます。

○中村委員 それは誰かが辞められたということですか。

○平山生涯学習課長 こちらにつきましては、人員等につきましては予算額は変更はないんですけども、予算の積算上の変更による減額と伺っております。

○中村委員 これ、予算が、そういうふうにして、もし浮くんやったら、図書費、本を100万円分入れてほしかったなと思うんですよ。これを減額する必要というのがあったのかなと思うので、よく言われている新書、新しい児童書とかいろいろ入れてほしいという声がたくさんあると思うんですけども、そういうふうには考えられなかったんですか。

○下村副市長 この人件費につきましては、人事異動等で変わってきますので、あくまでも当初予算の段階は前年度の職員配置で予算計上いたしますので、こういった人件費の動きがでございます。

○濱中委員 防災教育のところなんですけれども、これ、ちょっと項目をよう見

つけなんだんですけれども、どこになるのかな。小学校、中学校でありますよね。

これも防災のほうで聞かせていただいた中に、防災教育を使って、自主防や自治会の空白地域については、そういった子供たちの避難路マップ作りなんかというのを、そういう話があったんですけれども、そもそも防災教育の最初のときは、子供たちを通じて保護者、地域の大人たちにそういった防災意識や危険箇所の啓発をするのが目的という辺りから始まったように思うので、現時点で、保護者や地域の人たちと防災教育がどうリンクしているのか、今年度どういった計画を、6年度ですね、どういった計画を持っているのか、その辺りの御説明をいただきたいんですけど。

○高田教育総務課調整監　　防災教育については、今年度策定、施行いたしました教育ビジョンにその方向性がうたわれております。

その中で、まず1点目に、子供たちが、まず自らの命を守ることの大切さをしっかり認識すること、二つ目に、子供たちがそのために主体的に行動できる態度を養うということ、三つ目に、家庭や地域社会と連携して、自助・公助・共助により自他の命を守ること、これらを方針として掲げております。

委員がおっしゃるのは、3点目に合致するかなと思うんですけれども、これについても、各学校の実情ですとか、あと、特色に応じて地域と連携したり、保護者を巻き込んだりしながら実践を進めております。

○濱中委員　　大体、具体的なことを考えたときに、学校単位で行う場合はどうしても学校のあるときと考えると、平日の昼間というふうに考えられると思うんですね。

今の中高の保護者の年代になりますと、やっぱり平日の昼間はお仕事の方も多いので、そういったことを考えたときに、ただ子供たちを通じて家庭で率先避難者育成をしたとしても、家庭で伝えるだけのイメージしかちょっと持てないんですけれども、具体的に予定をされている催しであったり、地域に広がるような防災教育にしたりというあたりの計画があれば教えてください。

○南委員長　　濱中委員さん、今は学校教育の防災の大事なところでございますので、この予算書的にはどこで反映されていますか。それだけ、ちょっと教えてください。

○柳田教育総務課長　　予算に関しましては、歳入にもございますが、176ページ、177ページの学校教育事務局費、下段にございます、学校教育事務局費の中の、次のページ、ごめんなさい、178ページ、179ページの報償費のところ、

学校安全総合支援業務アドバイザーという形で、報償費として予算を計上させていただいておったり、旅費のところでは報償費で招聘した先生のお金のほうが旅費として含まれているというようなところが、来年度予算立てをさせていただいたところでございます。

○南委員長 分かりました。その計画について。

○高田教育総務課調整監 計画というか、現在行われている取組で、例えば尾鷲小学校でいうと、あそこはコミュニティスクールになっておりますので、学校運営協議会が設置されております。

学校運営協議会を通じて、地域の方々と一緒に、5年生が防災学習、避難所の設営ですとか、起震車の体験ですとか、様々な御防災学習をしております。賀田、輪内中についても、今年度、保護者、地域の方を招いての防災学習を進めたと聞いております。また、向井小学校についても、地域の方々と一緒に取組を進めております。

○仲委員 予算書の183ページの小学校学校給食事業と、次ページの小学校施設整備事業と、資料の1、3ページなんですけど、今回の説明では、令和7年度から、矢浜小学校、向井小学校も給食センターからの配食ということで説明あったんですけど、配食変更によって、各矢浜・向井小がランチルームも整備されると。

学校給食センターの名前どおり、運用が本来の姿になるんだなという印象は強いんですけど、これについては賛成するものなんですけど、今回183ページの備品購入で1,332万6,000円というのは、多分、配送車両購入の891万9,460円入っていますね、この中にね。

今回は、車両の購入ということになっておるんですけど、前回の中学校への配送は、本予算にも載っておるんですよ、リース代として123万1,000円かな。リースという考え方が示されたんやけど。今回、車両購入という変更になった大きな理由というのはありますか。

○柳田教育総務課長 前は、リースという形で車のほうをリースすると、今年度、仲委員おっしゃいますとおり、今回購入という形を取っております。

大きなものとしたしましては、実は今回買う車両も2トン車のウインチ付きの車両購入を、特殊車両というような形で考えております。こういった車両のリースに関しましては、今般の車業界の様々な問題がありまして、なかなか実は車の発注が難しくなっております。

特に、リースをするとすると、間にリース事業者様を挟むということになって、

来年、この4月に注文しても、3月間に合わないかも分からないというようなお話もございました。

それで、購入すれば、どのような形になるのかということと同時に並行で調査したところ、購入していくということであれば、間にリース業者さんももうないということもあって、購入のほうはスムーズに行くのではないかとということと、今回、資料の4ページでも説明をさせていただきましたが、歳入予算という部分でいきますと、過疎対策事業債のほうを活用させていただきまして、70%の交付税バックがあるというようなところも活用する中で、車両の購入に至ったということでございます。

○仲委員　それで了解しました。

それで、これ891万9,460円というのは多分1台の値段だと思うんですけど、7年度から配送予定の中で、矢浜小と向井小をこの車両で配送して、リースのほうは、人数多いですから中学校は1台で行くというような考え方でよろしいですか。

○柳田教育総務課長　今後、現場ともさらに調整、打合せが必要かと思いますが、委員おっしゃられたとおり、尾鷲中学校は、量も多いものですから2トン車1台でしか運べない。矢浜、向井に関しては、それよりも小さなワゴンを車に乗せるという形になりますので、まずは矢浜に配送した後に向井へ配送するという形で、時間の短縮含めて考えております。

○仲委員　分かりました。

○濱中委員　給食をそういったふうにするによって、学校の中の部屋の配置も変えるような説明を受けましたけれども、生徒数も減っているということから、空き教室というような扱いの教室は、もう、どちらの学校も出ないですか。

○柳田教育総務課長　今回、矢浜小学校においては、この予備教室二つで、向井小学校においては、パソコン教室を2階に移動して、2階の準備室みたいなところを、教材室というところを利用していただいているような状況でございます。

現実には、複式でもあることから、いわゆる空き教室になるであろうところもあれば、矢浜に関しましては、なかなかちょっと空き教室ないのかなというふうに考えております。

○濱中委員　いや、こういう質問をさせてもらったのは、以前から放課後児童クラブの場所がないとか、数が足りないというような状況の中で、以前、宮小の空き教室を使わせてもらっておったところが、新しく建てるときには、空き教室という

教室のものはつくれないという話やったんですけれども、学校施設でそれが賄えるような状況があると、外遊びもすごく自由になるのかなというのと、あんまり窮屈に、一つのところを使うこともなくなって、子供らに余裕ができるかなというのもあるので、いろんな配置を考えたときに、それも一つ、部屋を使う課題として持っておいていただきたいなと思うので、よろしくをお願いします。

○柳田教育総務課長 学校のクラス数等におきましては、その学年学年によって複式になったり、また複式じゃなかったり、また特支の部屋が必要であったり、その年度年度でかなり変更があるかと思えます。

委員おっしゃられるとおり、放課後の子供の居場所づくりという部分に関しましては、今後福祉とも共生する中で、その学校の空き教室がもし空けば、創意工夫ができればというところ、一つ協議の材料として考えておきます。

○南委員長 よろしいですか。

○中村委員 この資料の生涯学習課の資料の中の避難道、避難歩道橋の話の中で、確認しておきたいんですけれども、この橋の幅員、広さ、これは、2,000人がこの時間で逃げたら大丈夫な広さという説明がありましたが、この橋を渡った先の歩道の幅員、広さ、どれだけあるんですか。お答えください。

○塩津建設課長 橋を渡った先の部分は歩道といいますか、こちら県道部分になりますが、避難の際はこの歩道のほうを歩いて避難することになりますが、幅員的にこの表示はございませんが、約4メートルあると……。すみません。

○中村委員 車道じゃないです。

○塩津建設課長 歩道に関して、失礼しました。

歩道に関しましては、約3メートル弱あるとは思われます。正確な数字は、すみません、今、持ち合わせておりません。

○中村委員 歩道の幅員、車道の幅員はどれだけですか。

○塩津建設課長 車道の幅員でございますか。県道の車道の幅員。

○中村委員 はい。

○塩津建設課長 県道の車道の幅員につきましては、16メートル以上はあると思われます。

○中村委員 1車線です。1車線どれだけの広さですか。

何でこの図面上に、歩道の幅員がちゃんと載っていないんですか、まず。これ、読めないんですよ。幅員が。

避難計画において、橋の広さの計算というのは、出た先が詰まるか、詰まれへん

かが非常に大事なんですよ。

もう一点お伺いします。

これは、その先が横断歩道で、信号で渡るんですけども、これはどういう計算をされていますか。避難の車がなくて、これは自動的に全員が渡れるという計算をされていますか。お答えいただけますか。

○塩津建設課長　この避難経路につきましては、信号等で立ち止まったり、そういった計算のほうはしておりません。避難ですので、通れるルートを通して避難するという形で計測しております。

また、橋梁の幅員ですが、橋梁の幅員自体が計算上で足りない場合は、もうそこで詰まってしまうしますので、橋梁の幅員は先ほど申し上げたような検討方式で決定しております。

その先の避難につきましては、十分な広さがあると考えておりますが、道路に沿って避難するわけではないと考えております。

○中村委員　避難計画というのは、ここが何かあったときに車両がまず通っているわけですよ。はねられるのはオーケーというような計画じゃないですか。

避難というのは、ちゃんと人が安全に逃げていける計画を立てることを避難計画というのであって、橋の幅員だけを決めるのが避難計画ではないんです。

前回から、これずっと引き続きですけども、1番の問題点は、本当に人を安全に避難させるという発想が全くないです。欠落しているから、橋の幅員さえあったら人は逃げられる。逃げられません。

まず、安全に逃げられる経路の確保というのが非常に大事なんですよ。

過去において、濱中委員がここに歩道橋をつけて、そのまんま渡したらええやんっておっしゃっていたと思うんですけども、それは正解です。なぜなら、信号で待たなくていいからです。

でも、この避難計画やったら、車両が来ていて、ひかれなさいという計画なんですよ。それについて、何の勘案もせえへんということが問題なんです。

車が来ていない。車の間通って逃げたらええ。そんな避難計画は存在しません。ということで、この歩道橋の設計以前の避難計画がなっていないことについて、お答えいただけますか、市長。

○加藤市長　まず、今回野球場建設に当たっては、要するにこの跡地から、こちらの道路側に逃げるということをベースにしながら、まず、計画をつくりました。

これは御存じですね。

そのあと、やはりこの後の、信号云々どうのこうの言っていますけれども、まずここへ逃げましょうといったときに、先ほど建設課長のほうから話したように、各地点の避難時間、歩行速度1.1メートル、これで計算したらこうなりますよという、これで、要するに今の津波による浸水し始める時間というものについて一応クリアできると、そういう話ですよ。

まず何を想定しているのかということだと、中村委員のほうは、震度6というような大地震が起こった場合に、津波も発生するだろう、それが想定なんですよ。

そうなった場合の現状から考えた場合は、普通考えたら、地震が起きて車が通るかどうかというような話なんですよ。

○中村委員 当たり前やんか……。

○加藤市長 地震が起きてからですよ。

○中村委員 信じられへんわ。

○加藤市長 だからその辺のところは、今後の避難計画というのはこれからの話で、これからもやっぱりきちんとやっていかなきゃならないんですから、それはきちんとやりますよ。

だから、あなたがきちんとやっているような逃げ地図づくりというのも参考にさせていただき、どういうふうな、この前も御質問あった、何か障害物があったら逃げられないときはどういう訓練をやるのかということのも、これも、今年取り上げましょうというそういう話の中で、いろんな事例を交えながら、いろんな計画を立てていきたいと、このように考えております。

○中村委員 市長、東北で、震度7強で、車で逃げるんですよ。これ、避難計画というのはレベル2、震度5以上の計画を立てるんです。そのときに、車来ていますか。JRの汽車が来いへんというなら分かります。車は必ず来ていますし、東北でも、実際に車にはねられています。

ですから、避難経路というのは、全てそういう数値を勘案していくのが避難経路の確定なんですよ。それは、やってみやな分からへんというのは、避難計画ではないです。東北で事例が出て、分かっている案件を言っているんです。

○加藤市長 おっしゃるように、まず、この国市浜公園から、まずは、要するに避難するということで、今、この何か月かずっと、こういう施設をつくって、避難経路、避難路が絶対必要だということずっと議論して、ここのところはやっぱりいろんな策を講じながら、いろんな御意見も頂戴しながら、先ほど説明のあった話で、きちんとやると。

今後は、だから、ここから出たときに、そういう御指摘もありますから、これから時間も十分ありますから、2年ありますから、それまでにきちんとつくりますよ。

○下村副市長 歩道橋があれば一番よろしいんですけど、市内には横断歩道橋は1か所もございません。ですから、海側から逃げる場合はこの黒潮道路は全て、横断歩道を渡って避難する、市内は全てそういう避難となります。

当然、津波が来るかもしれないのに、赤信号だから止まるということは当然あり得ないと思いますし、自動車の方も、目の前を何十人も渡っておったら、自分も車を乗り捨てて、徒歩で逃げるのが普通ではないでしょうか。

○中村委員 そういう他人任せの避難計画はないんですよ。こうやから、こうしてくれるやろう。ほな、車が、そんなお構いなしに発車したらどうするんですか。

ここに2,000人収容の計画を今立てておられるわけですよ。2,000人おれへんかったら、要らないものなんですよ。

それを、わざわざこの場所に2,000人集めるんやったら、それに対して、安全に1人の被災者も出さないという計画で実施されるということを条件に、ここは都市公園として認められたと思うんですよ。

でも、その避難計画があまりにもずさんでしょう。

この橋の幅員、広ささえクリアしたら、これで逃げられるって思っていること自体がもうおかしいんですよ。

○下村副市長 もう、そうなりましたら、もう港まつりの開催もできないということになりますよ。

○中村委員 港まつりをされるか、されへんかは別問題です。あれは過去にされていて、今からつくることではないです。

今までやっていた宗教行事と、今、新しく造る集客施設というのは全く別物です。

今まであったところのことも、本当は避難計画をぴっちり立てるべきです。でも、これについては、ないものに新しいものをつくるわけですよ。ということは、はなからの避難計画はできるんです。できないことについて求めていません。できることについて求めているんです。一緒にしないでください。

○下村副市長 火力グラウンドで、従前から、野球やサッカーの試合、保育園等の運動会も実施しておりました。

○中村委員 2,000人ですか。

○下村副市長 県大会程度でしたら100名程度だとは思いますがね。

○中村委員 2,000人の避難計画をちゃんと立ててくださいというお願いです。

1000人の避難計画と2,000人の避難計画は全く違います。

ですから、今までやっていたことやからやれるんじゃないんです。2,000人の人を集めて被災者ゼロやっておっしゃっているから、ゼロにするような政策を取るべきやと言っています。

それができへんのやったら、この都市計画の、これ自体が認められなくなるでしょう。条件がそうやったはずです。安全に逃げられることを条件に、この場所に都市計画として、あのとき審議会ですう言っていたと思いますけど、どうですか。

○加藤市長 委員の言うこと、非常に理解できます。

ですから、今ここまで、要するに国市浜の中電の跡地からまずやっぱり、すぐに逃げられるような形でということについては全部、一応、我々としてはきちんと提案していると。

そのあとの話については、まだ、この道路、このあれが造るのが、令和8年の3月なんです。だから、あとまだ2年あります。

じっくりと考えて、きちんとした避難対策というのを考えさせていただきます。

○中村委員 考えますじゃなくて、つくります。

○加藤市長 やります。

○中村委員 今、必ず、載せてくださいね。

○加藤市長 だから、僕は言っている意味は非常に理解できるんですよ。理解できるからには、きちんとした避難経路から、何か避難対策、要するに、何度も言いますがけれども、逃げ地図づくりも参考にさせていただきながら、いろんな形で避難方法というのをきちんとやります。

○中村委員 それでは、断面図でお尋ねしたいと思うんですけども、門型カルバートの断面図が、同じページ、8ページの右上に載っているんですけども、これでお伺いします。

まず、河床って言われる川の底の高さは、マイナス0.20です。ということは、これは、マイナス。マイナスですよ。

それで、この津波到達時間の中には、河川は勘案されていません。この一番上の赤のラインの地盤高が3.28メートルです。水色で書かれているハイウオーターという一番水の高いところから橋の下まで30センチしかないんですよ。

これを技術的にお答えいただきたいと思うんですけども、ハイウオーターから、この橋の下の面まで、600プラスアルファと書かれていると思うんですけども、これを300とした理由を教えてください。

○塩津建設課長　　まず、このハイウォーターレベルの設定につきましては、前回は説明させていただきましたとおり、令和元年災に、県道のほうがあふれた際の水位を基に設定しております。

そこからの余裕幅30センチですが、基本的にこの河川につきましては普通河川で、河川法河川構造令の適用は受けませんが、河川構造令等を参考に30センチの余裕幅を設けているという形でございます。

○中村委員　　河川法では600プラスアルファじゃないんですか。300というのはどこに載っているのかを教えてください。

○塩津建設課長　　河川構造令の適用は受けない河川でございます。

○中村委員　　ページ数を教えてください。どこの何項、何に載っているのかを教えてください。

○塩津建設課長　　また、河川構造令につきましては、こちらでも調べて御報告させていただきます。

○中村委員　　このハイウォーターのところまで、津波が川の底の高さがマイナス0.2、要するに、そのまま津波が追っかけてくる高さなんですよ。

川というのが一番早く上ってきて、この前の能登半島でも映像で映っていたみたいにしてごく早く上がってきて、もうちょっとで車が流される映像が出ていたと思うんですけども、そやから、ここの到達時間が、もっと後の10ページに書かれているような、ゆっくりした到達時間ではないんです。

そやから、河川の到達ということについて、県に問い合わせたら、勘案していませんって答えました。

でも、河川の津波が上がってくる速さは、実は非常に、問題なんです。ですから、避難経路をちゃんと計画するときには、津波到達時間と河川の河床、一番底の低いところの高さというのがすごい重要になってくるんですよ。でも、今回のこの避難計画においても、全く勘案されていません。

そういうことを一つ一つクリアにしていかな避難計画、避難経路というのはできないんですよ。

それについて、河川の上っていく速さについて、何かを参考にされたことはありますか。担当の方、お答えいただきたいと思います。

○塩津建設課長　　今回の避難経路図につきましても、尾鷲市の津波ハザードマップを参考に、避難計画、避難橋の設計等を行っておりますので、河川を津波が遡上する早さというのは、具体的には書物のほうでも、まだ、ないと思いますので今回

参考とはなっておりません。

以上です。

○中村委員 参考にするべきやとは、どなたも考えられませんか。市長はどう思われますか。

○加藤市長 この避難経路図は、お示ししているのは、全ていろんな参考資料か何かそういう、それを根拠にしながら、今、建設課長が言ったような、こういう時間がどれぐらいかかるのかという避難時間について一応やって、そのベースになる、根拠になるのは尾鷲市のハザードマップであると。

委員御指摘の話について、この河川について、津波が押し寄せてくる。これについては、先ほどあれしましたように、建設課長が言いましたように、それについては参考にしていないと。その辺のところはどういう形になるのかということは、きちんと調べてみなきゃならないと思います。

○中村委員 ありがとうございます。

きっとこれは、今言ったから、そこもちゃんと計算していただけるということを感じています。

市長が今言われたみたいに、これを出来上がるときには、もう一つ、市長、この跨線橋も、ちゃんと耐震化して落橋防止が完了するということを明言していただきたいと思います。

○加藤市長 跨線橋の話については、今の実態というのは、私が聞いている範囲内では、あそこの跨線橋というのは大体30年ぐらいたっていて、非常に頑丈であるという、ほかのものよりも頑丈であるということは聞いておりますけれども、これからどうしていくのかということについて、まだ、だから、現状では耐震診断、何もやっていないんですよ。

それについて耐震診断やっていないから駄目なのか、耐震診断やって結果を出すのか、その辺のところは十分考えていきたいと思っております。

○中村委員 橋台・橋脚がなんぼ頑丈でも、橋桁が架かっている、架かりが少ないから、ガルでずれて落ちるんですよ。ですから、耐震診断というのは、どれだけ架かっているかが問題やから、まずそれを大きいせなあかんのですよ。

せやから、耐震診断してからじゃないんです。過去のは、架かりが小さいから大きいせなあかんのですよ、そやから、それに耐震診断してからとかいうことは要らないんです。

もう架かりが少ないから、まず架かりを大きくして、それが落ちないようにチェ

ーンを掛けるとか、いろいろな今手法があるので、それをやって、橋桁が落ちないようにせな、逃げられへんのですよ。

だから、それを必ず、これの供用開始と時期を一緒にして、全てがちゃんと逃げられるという状態にすることを明言をしてください。

○加藤市長 非常に造詣が深いですからね、この辺については。私は議論できないんですよ。お答えができないんですよ。

ただ、ただ言えることは、御心配だから、委員が御心配だから、理由はこうなんだから、中村委員のその話というのは、こちらがちょっとお受けしましょう。お受けして、専門家といろいろ話しながら、その対応は考えましょうと。

それしか私、答え出せていったって、はい、分かりました、はい、そうしましょうなんて言えませんよ。これはあなたの考え方。立派な御造詣が深いですから、私、すぐに信じちゃうんですよ。

だけど、やはりここは専門家の、我々もやっぱり、バックにはたくさんの方々がいらっしゃいます。あなた以上にね。程でもない。以上に、ありますから。その辺のところは相談します。

○中村委員 私の言うことを信じてくれなくていいんですよ、市長。

国の、ちゃんとネットで調べたら出てくるので、それだけで十分です。別に、専門家に聞いていただかなくても、それ調べたらすぐに、誰でも分かることですので、別にそれはオープンになっていることです。

そやから、調べてやるんじゃないくて、調べた結果について、必ず安全に落橋防止、そやから、落ちひんようにするという言質が欲しいんですよ。落ちないようにする、ただそれだけです。

そやから、手法はどういう手法を取られるかは、いろいろな工法はありますが、落橋防止については、必ずやるというお答えをください。

○加藤市長 専門家と相談しないと、今は言えません。

ただしかし、そういう避難者の安全を守るためにどうするかということは考えます。

○中村委員 今の避難歩道橋についても一緒なんですけれども、出た先に、歩道の幅員がどれだけあるか、そして、その車が来るとか来えへんとか、信号待ちの時間が何分あったら、その橋に一体どれだけの人に乗っかっちゃうかとかいうような、シミュレーションは、今本当に簡単にできるんですよ。信号が何分待ちの信号で、そのあと、後ろからどんどん人が来たら、橋の上にどれだけの人に乗ってしまうか

とかというシミュレーションというのはすごく簡単にできる時代になっているんです。

でも、今回、何が問題なんかというのは、一切そういうことをされないでしょう。勘案しないということが問題なんです。

そやから、いろいろなところを考えるとというのが大事です。そやから、いろいろなことを考えて、何でもしてください。

それともう一つ、ブロックが200キロの荷重で、どないもならへんから大丈夫やって、これ入れるっておっしゃいましたけれども、これと、普通の地面との境はどうなるのか、お答えいただけますか。

○塩津建設課長 普通の地面との境といいますと、舗設の方法でよろしいでしょうか。

舗設につきましては、その基礎に砕石、クッション砂等を敷設してその上にブロックを舗設する形となっております。

○中村委員 いや、違います。敷設の方法じゃなくて、これ全面に100%ひかれるわけではないですよ。

これ、見る限りでは、プロムナードというのか、その歩道のところだけにひかれるという図面になっていると思うんですけども、それ以外の場所との取り合いです。そやから、ブロックをひいているところと普通の地面と取り合いが必ず液状化して、30センチ以上の段差が出るという結果が既に出ているわけですよ。それをどう対処されるのかを聞いているんです。

○塩津建設課長 液状化対策につきましては、前回の委員会でも御説明しましたが、地質調査の結果で何もしない、対策しない場合で30センチの段差でございます。

造成により、地下水位の地下水位面から5メートルの幅を確保して、対策を行うことで、地表への影響がない、ほぼないという形になっておりますので、平板ブロックと通常の施設の境に段差ができるような想定ではございません。

また、液状化につきまして、以前も説明させていただきましたが、地下水位の面から深い部分にある層が、地震の振動によって、水と粒子が分離して、その水が地表面に出てきます。それを噴水・噴砂現象と申しますが、その噴水・噴砂現象が起こるのに、液状化した面から地表面まで一定以上の厚さ、今回はそれを5メートルと設定しております。

一定以上の液状化しない層の厚さがあれば、この噴水・噴砂現象自体が起こらな

い。起こらなければ地表面に段差が発生しません。もし発生するとしても、5メートルの地層を抜けてくる間にはかなりの時間が必要だと思います。

また、噴水現象が始まったとしても、これは数分から数十分、場合によっては数時間かかって緩やかに起こる現象でございますので、地震の揺れが収まってすぐに地表面に影響が出てくるような現象ではございません。

ですので、今回に関しては、先ほど平板ブロックでも申し上げましたが、基本的には造成により液状化対策を行う、さらにその上で、確実に確保するために、この平板ブロックを舗設するという計画としております。

○西川委員 結論から言わせてもらいます。これ、下、碎石ですよ、建設課長、これ無理ですよ。ばらばらに、スリットみたいな留具あるでしょ。これ何ニュートンで破断するんですか。

○塩津建設課長 破断までの数字に関してはつかんでおりませんが、200キログラムは、これは下が空洞だとしても、ここまでの重さは耐えるという、これ以上の重さにも耐えられるという検討の結果でございます。

また、この平板ブロックにつきましては、震度6強以上の揺れを20秒間加えたような実験もされておりまして、それによっても破損と段差等は発生しないというふうな結果も出ております。

○西川委員 この前、僕、自分で撮ってきた写真、送りましたよね。この平板ブロックは、これではないけど、ガタガタになっておるやつ。

それでこの今、中村委員が言っておった逃げる架り橋、これ絶対浮きますよ。僕、現地ですっと見てきたもん。いろんなカルバートが浮いて、段差ができて、車が通れないというところ。ひどいところは80センチぐらいありましたよ。一度、僕送った写真、もう一回見てくださいよ。

これね、平板ブロックをするんだったら、Dの16ぐらいをダブル配筋で、厚さ25センチぐらいのコンクリートの舗道を敷いた上、基礎として、その上にこのブロックを並べるんだったら、それは液状化は抑えられると思います。ただし、基礎碎石だけでは、多分これは、液状化は止められないと思います。

僕は、視察に行ったとき、ちゃんと凸凹しておるのも見てきました。尾鷲の火力跡地ね。跡地のアスファルトを剥いでしまう前の凸凹しておるのを見てきておるし、輪島の市役所の場合は、水位、海拔5メートルとかそんなんじゃないかなかったですよ。それ、同規模の地震が来たら、液状化以前に、多分、潰れるし、このボックスカルバート型の歩道橋は確実に浮いて段差ができます。

これ、スリップバーでも入れて、コンクリート基礎と連結させて、その上に歩道橋というのであれば、対応はできると思いますけど、単独でやった場合には、必ずアスファルト部分とカルバート部分の段差は絶対にできます、これ。

だから、見てきてくださいって言うておるんですよ。リアルで見やんと分からんですよ。写真で見ても、多分、輪島市役所の前、かなり海から離れたところにあっただけど、それでもガタガタでしたからね。

これ、無理です。反対側にもう一本、くい打って、それを支柱で支えて、橋と一緒にの高さにもたすって、あと2本、両サイドくいが要るんですよ、そうなるくと。段差を作らまいと思ったら。なおかつその上に、スラブできちんとした配筋をしたステージを組んで、その上をアスファルトなり、タイルなりでせんことには、僕は、これは、もし能登規模の地震が来たら、絶対にほらなって言いたいと思います。

○塩津建設課長　　まず、この門型カルバートにつきましては、今回概略検討業務の結果として、断面図示させていただいておりますが、来年度以降の予算で地質調査、設計という形で、詳細な図面等も、また出来上がってまいりますので、議会のほうで報告はさせていただきたいと考えております。

また、段差につきまして、先ほども説明しましたが、液状化による噴砂現象、噴水現象が収まった後、地面の中にできた空洞の部分で沈下等が起こり、段差ができますので、地震の揺れが収まってすぐに段差ができるというような現象ではないということだけを申し添えます。

以上です。

○西川委員　　僕の送った写真を見てください。輪島市役所、液状化でタイル壊れていますか。揺れの応力でタイルが持ち上がったたり、陥没したりしておるんですよ。それは液状化ではありません。揺れによる破砕です。それ1度、せっかく僕行ったんやから、もっと見てくださいよ。

○塩津建設課長　　被災地に関して、機会があればそういう、この際、行かせていただけるなら行かせていただきたいと思いますと思いますが、まず、先ほど説明しましたとおり、震度6強の揺れを20秒間加えても、影響はあまりなかったという試験結果等もございますので、今回のこの接続ブロックに関しては強振動による影響も少ないものと考えております。

○小川委員　　今の話聞いておって、西川さん、見てきて、そうやって言いよるんやもんで、それもちよっと検討さしてもらおうというたら、西川さんだつて納得する

ので、それを検討したらどうですか。見てきた人がおるんやで、検討したら。

あんたも、ここで話し切らんと。それを検討させてもらおうと言うたら、済むことじゃないですか。検討したらいいんじゃないですか。

○塩津建設課長　そうですね。予算等の関係もございしますが、検討はさせていただきたいと考えております。

○中村委員　門型カルバートに、結局、最終落ち着いていくと思うんですけど、そうじゃなくて、これ、くい打ったら、西川委員も言われているように、くいを支持層、要するに岩盤までくい打って、その上に橋を架けたら、今の技術やったら、本当にほとんど、どんな地震が来ても、それはもってるんですよ。ただ、その取付け部分は、必ずくい打って工事したら、埋める土が入っちゃうんですよ。埋める土が入ったら、そこが、ほんで今、課長が、震度6を20秒間とおっしゃいましたよね。この能登の地震は、1分以上続いています。東北でもそうです。

震度6以上のレベル2の地震というのは、何を想定しているかいうたら、3,000ガル、要するに1秒間に3メートル飛んでいくような、揺れが続くわけですよ。それも20秒じゃないんですよ。

そうなったときに、がっちりした建物、がっちりした橋の横に、その工事して、荒れてしまったところに土を入れて、なんぼ一生懸命重機で押さえたとしても、盛土、掘削土じゃない、盛土というところは、揺らされたら沈んじゃうんですよ。そうすると、液状化やろうが、何やろうが関係なく、段差がすごくできて、そこを上って逃げるということが非常に困難になるというのが、今西川委員が言われていることなんですよ。

だから、ちゃんとそういうことを、避難路の設計・計画というのは、本当に真面目に、あらゆることを考えてやるべきやっているとやっているんです。

想定で、これだけやからこんなので、載っているからこれでいきます、じゃないんです。人の命がかかっているんやから、もうちょっと真面目に、考えられることは、これ、私の知識で分かることは、全てネットで分かりますので、ぜひ勉強してください。

○加藤市長　さっき、真面目にというような、真面目にやっってくださいっていうような、真面目にやっていますよ、我々は。そういう御意見をいただいているから、御意見はね、お話として聞きましょうと。それを我々として、要するにここで専門的な議論しても、僕らさっぱり分からないんですよ。

だけれども、しかしそういう心配事をされている御意見もいただいているんです

から、それを持ち帰ります。それをきちんと専門家と交えながら、さっき小川委員がおっしゃったような形はやらさせていただきます。

○中里副委員長　　ちょっと前にも聞いたかもしれないんですけど、ちょっと改めて教えていただきたいんですが、避難経路図の黄色の部分、資料10ページの……。

○南委員長　　避難経路図、資料の10ページ。

○中里副委員長　　はい。黄色とかオレンジとか、浸水し始める5分以内とか、そういう場所、港に近い部分なんですけど、そこにいらっしゃる、例えば、体が不自由な方とか、ちっちゃいお子様とかは、どうやって逃げるようにするというのを、今、考えていらっしゃるんですけど。

○南委員長　　その考え方、身障者に対する対応。

○加藤市長　　今考えていますのは、身障者の方、歩行が非常にゆっくりと、歩けるけどゆっくり来る。その人たちが、野球場あるいは多目的スポーツ広場に来たということを前提にして、あるいは、小さなお子様、小さなお子様が1人で来るわけがないですから、必ず保護者の方がついてくると。これが前提なんですよね。

そういう前提の下で、そういう方々が逃げられるような形、どうすればいいかという。例えば具体的に言ったら、歩行困難の人たちは誰かがついてくると。来られない場合には何かを用意しなきゃならない。そうすると、基本的には、町なかではリヤカーというのものもあるかも分からないけど、そういういろんな道具もきちんとやっておかなきゃならない。

そういうことを想定しながら、要は、そういう方々でも共助でもって、あるいは自助でもって、行けるような形のものはつくっておかなきゃならない。だから道具を用意しておくってことですよ。

要するに、車椅子とか、そういったものをやっておかなきゃならない。それは、僕としては思っています。そういうものも用意して、あの場所で、基本的には、僕は、ここは津波浸水域、4メートルぐらいの浸水域だけれども、しかし、ここへ来たら、要するに安心、ここへ来てもそういうことには、安心な場所なんだなというような道具なり、ソフトのものでも、ハードのものにしても、そういうものをきちんとやっっていかなきゃならないとかね。

例えば具体的に言ったら、避難経路をきちんと表示するとか、あるいは先ほど言いましたように、そういう方々については、椅子を用意するとか、そういったこともやっぱり細かな配慮をしながらやっっていかなきゃならないと、私自身は思っています。

○中里副委員長　この避難時間なんですけれども、これは、そういったことを想定というか、実際にそういった形を取ってやられている時間ですか。

○塩津建設課長　この時間につきましては、津波避難対策推進マニュアルの検討会議の報告書のほうから、参考とした1.0メートルという速度で、その速度に基づいて避難歩道橋の幅員等も決定しております。

また、平地ですので、以前、委員会の視察のほうでも、歩いていただいた時間よりも秒速1メートルのかなりゆっくりとした時間ということが比較で分かると思いますので、そういった形で設定しております。

○中里副委員長　実際に、リヤカーを引いて乗ってもらってとか、あと、子供さん、親御さんと一緒に歩いたわけではない時間ってことですか。

○塩津建設課長　そういった実地の試験に基づいた速度ではございません。

○中里副委員長　前にも、それあったと思うんですけど、それはなぜされていないのでしょうか。

○加藤市長　ですから、そういうリヤカーを用意したり云々、いろんなそういう道具を用意しながらやりましょうと。現に、実際やっている分については、川原町とか新川原町で、夜の避難のときに、やっぱり足の不自由な方とか、歩行困難の方々がいらっしゃったと。その場にいたと。その人たちをどうやって、みんなで、要するに逃げようかという訓練もやっています。

ですから、そのときには、足の不自由な人にはリヤカー、あそこの新川原町のほうで出てきました。それで、押してきました。

そういう訓練もありますから、そういう事例もきちんと交えながら、きちんと用意すべきもの、ハード・ソフトで用意すべきものはきちんと多目的スポーツフィールドのところにはやりましょうというようなことですよね。

○南委員長　ちょっと待ってくださいね。

会議は午後4時を回ると思いますが、このまま続行をさせていただきます。

○濱中委員　今、ここから見ますと、防災課長おるんですよね。おりますね。

新川原町のリヤカーを引いての訓練、実際やっておるのの時間も計っておるやないですか。そういうのの説明をいただきたいなと思うのと、そういうときのデータは、こういうものをつくる時に提供されていないんですか。

○大和防災危機管理課長　川原町、新川原町で夜間の避難訓練、実施されておりまして、そういった中で、足の不自由な方をリヤカーに乗せて、周りの方が引っ張って避難する、そのような取組を行っております。

そのような中で、リヤカーに乗せた方が、特段、遅れる、そのようなことは見受けられずに、周りの方と協力しながら、大体、同じぐらいのスピードで避難できているのが実情でございます。

○中里副委員長　　実際に、この場所でやるというのは難しいことなんですかね。ほかでということではなくて、今この避難路に書いてある場所から逃げていくという、この場所でやるというのは難しいことですかね。

○下村副市長　　避難路については、複数の避難路を確保すべきということが前々からありますので、その複数の避難路、それと矢浜保育園跡に避難タワーを設置する計画もございますので、その避難タワーまでの距離、速度等も、今後測っていきたいと思っております。

○中里副委員長　　そのときにはぜひ、先ほど言ったリヤカーを引いたり、親御さんと一緒にという形でやっていただけたらなと思っております。

○下村副市長　　当然、皆様からいただいた意見でございますので、こういう場合はこうというように、様々なシミュレーションを試みたいと思っております。

○南委員長　　今、今回の計上されている予算があるわけなんですけれども、やはり安心安全の避難路の確立ということで、審査が集中しておるわけなんですけれども、令和6年度の予算、野球場の、どこまでこの工事ができるのか、この資料の4ページに基づいて説明をしていただくと、なお一層、議事進行が図れるんじゃないかなという思いがいたしますので、改めて、6年度はどこまでいけるかの説明をお願いいたします。

○塩津建設課長　　野球場に関しましては、6年度、7年度の2か年で、野球場の本体と管理棟等を補足する施設等を整備することになっております。

また避難用の歩道橋につきましては、先ほど申し上げましたとおり、令和6年度に設計を行い、令和7年度に工事を行うという形で進む予定でおります。

野球場に関しましては、6年度については、外周のL型擁壁等の設置ぐらいになるかなとは思われます。

また先ほどの3ページで説明しましたが、令和7年度に電気設備工事という形で予定している形になります。

○南委員長　　なぜこういうことを聞いたかという、今議論されておったプロムナードやとか避難路の確立というのは、7年度以降の工事に入っていくって理解してもよろしいんですか。それだけはっきりしてください。

○塩津建設課長　　そうですね。7年度以降の工事のほうに入ることになります。

○南委員長　　今も西川委員さんからも御指摘がございましたように、検討すればええやないかというようなことで、検討するという答弁も出ましたので、先ほど市長が冒頭に言いましたように、2か年をかけて、より安心安全な経路を確立していくという考え方でございますので、それはそれで十分にいろんな角度から、いろんな人の声を聞きながら、僕は避難路については複合的に考えていただきたいと、当委員会としてもやはり一番大事なことでございますので、強く要請をいたしたいと思います。この件につきましては。答弁は。

○加藤市長　　先ほども答弁させていただいたように、まずは、だから要するにこの橋を渡ったときに、橋を渡るについてもいろんな御意見いただきましたから、これもきちんとお受けするんじゃないくて、持って、きちんとやっぱり我々として回答すると。そのあと、その先の話についても、さっき副市長申しあげましたように、いろんなやっぱり経路も想定しながら、そこに、どういうふうにして、高台というか、要するに安全な場所まで行くかということも、きちんとそういうことを検証しながら、当然のことながら、さっき中里委員がおっしゃっていましたように、前々から中村委員も、あそこのとこで訓練やったらとか、いろいろ……。もう当然のことながら、避難訓練とかそういったこともやりながら、基本的には、あの場所においても、やはり安全であると、そういう装置がたくさんあるというようなことも、ハード・ソフト面からきちんとやっていきたいと。これは思っておりますので、だから委員長おっしゃるような形できちんと、避難する場合にはどういう形のもので、皆さんにあれを提供するのかということもきちんと表しながら、やっていきたいと思っております。

○南委員長　　よろしくをお願いします。

○西川委員　　最後に一つ、市長、中里委員が今おっしゃっていたリヤカー、発災時には、リヤカーは多分通れません。そういうことを、想定した瓦礫を敷き詰めた、ブロックぶちまけた、ダンプでぶちまけたところ、そこを逃げる想定をしてください。一般質問でも言いましたけど、障害物も置かんと、ただのアスファルトだったら誰でも逃げられるんですよ。

例えば、極端な話、1メートルのブロックぼんと置かれて、それを乗り越えるとか、多分、おじいちゃんとお孫さんが、この都市公園でくつろいでおって、たまたま被災したと。じいちゃん、びっくりで腰抜かして孫が引っ張るようなことは絶対ないもんで。いろいろ障害物、もう簡単に避難できるやないかじゃない。夜間訓練でリヤカーで引っ張った時間を勘案するんじゃないんですよ。そこに障害物、例え

ば竹でも何でも置いて、その段差のあるところをリヤカーが引っ張れるか。ブロックが散らばったところをリヤカーが引っ張れるか。そっちのほうは僕は大事だと思いますけどね。これで終わりにします。

○加藤市長 非常に分かるんですよ。だから、いろんなケースを、ケーススタディをきちんと作りながらやっていかなきゃならない。

つくったら、つくるだけじゃなしに、それをどうやって、ここへ来られた方々にきちんと認知してもらうかということも含めて、きちんとやりますよ、これ。

○西川委員 やってください。

○南委員長 他にございませんか。

特に国市浜公園については、まだまだこれからじっくり2年をかけて、8年ですか、8年の3月を目途に整備を進めていくということでございますので、6年度は6年度、じっくりいろんな角度から検討いただいて、7年度に、より安全な避難路の確保を、確立を強く要請をいたしたいと思っておりますので、また委員会としてもこれからいろんなところを、やっぱり視察してみてもいいのじゃないかなというような考え方もありますので、お互いに、より安全な工法で建設をしていきたいと思いません。

他にございませんか。当初予算につきましては。

それやったら当初予算の審査を終了をいたしまして、最後……。

○中里副委員長 当初予算の、すみません、181ページで聞きたいんですけども、小中学校のスクールカウンセラーの先生とSSWの先生の人件費というのはどこに当たるのか、ちょっと教えていただきたいんですけども。

○高田教育総務課調整監 スクールカウンセラーとSSWについては、県からの派遣ですので、県費で払われております。

○中里副委員長 あと、195ページの放課後子ども教室推進事業、前もちょっと聞いたかもしれないですが、具体的にどんなことをしていく事業なんでしたっけ。

○平山生涯学習課長 放課後子ども教室推進事業につきましては、放課後子ども教室、いきいき尾鷲っ子ということで、小学校の放課後の子供の居場所をつくるということで、学期ごと、また夏季休暇、冬休み等につきまして学校さんへそれぞれ募集させていただきまして、その中で、体験等も含めたいろんな講座を小学校の放課後、特に、いきいき尾鷲っ子につきましては、土曜日等の休日の放課後の居場所づくりということで本事業を行っておるものでございます。

○中里副委員長 最後に、教育総務課の資料の1ページで、給食センターの事業

の趣旨の中で、ランニングコスト削減のためって書いてあるんですが、これ毎年どのくらい経費が減る予定でいらっしゃるんですかね、今後は。小中学校の給食事業合わせて。

○柳田教育総務課長　　しっかりと試算してはございませんが、学校給食に関する自校でやっている部分でいくと、一般的な消耗品、洗剤であるとかというものは多少削減されていくということと、大きなところでいくと、各学校、普通教室が2階にあったりするところがほとんどでございまして、エレベーターの管理というものを必要としております。そういったものの、毎年かかってくる管理費であったり、もう一つ、自校にある給食室も、毎年、いわゆる害虫駆除等を実施しております。そういったところの費用も減ってくるものというふうに考えております。

○中里副委員長　　根拠となる数字がちょっと知りたかったなというところと、ランニングコスト、どのくらい削減できるのかというところがちょっと知りたいんですが。

○柳田教育総務課長　　また後ほど、資料を作らせていただいて、でき次第、また、i P a dで送らせていただくという形でよろしいでしょうか。

○中里副委員長　　今回、一般財源では工事、整備と購入などを含めて、一般財源の分ってどのくらいになるんですかね。

○柳田教育総務課長　　全体で、今回予算計上させていただいたのが1,800万円ほど経費が必要となっております、その中で、みえ子ども・子育ての応援補助金のほうが229万……。

（「741万3,530円」と呼ぶ者あり）

○柳田教育総務課長　　730万円ほどということです。

○中里副委員長　　過去の小中学校の給食事業費を自分なりに計算したんですが、これ、中学校はほとんど今までかかっていない状態で、今後、つくったので、547万、6年度かかっていく。小学校のほうも、5年度ですが、400万くらいかかっていくというところなんです、これは一般財源でいうとどのくらいになるんですか、両方。毎年、この部分で。

○柳田教育総務課長　　今、委員が御質問の部分に関しましては、今すぐなかなかちょっと数字のほうははじきにくいところがあります。また、先ほど説明させていただきましたように実質経費の部分でエレベーターが点検手数料が要らない、害虫駆除が要らないという部分だけじゃなくて、今後のいわゆる児童の減少に伴う人件費の問題であるとか、かなり年度を追っていくと、センター化することによって得

られる削減というのは見込まれるかと思えます。

一方で、なかなか数字として表しにくい部分も、人件費の部分もあつたりいたしますが、それら含めて、今御質問あつたようなところを1枚資料としてまとめさせていただきますことといたしますので、よろしく願いいたします。

○南委員長　よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長　副委員長、よろしいですか。

○中里副委員長　はい。

○南委員長　それでは、当初予算の審査を終了いたします。

それでは、最後に議案第28号、令和6年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の説明をお願いいたします。

ちょっとすみません。その前に、教育委員会以外の方は、もう帰られても結構だと思いますので、ありがとうございました。

○柳田教育総務課長　それでは、議案第28号、令和6年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の議決についてのうち、教育総務課に係る分について説明させていただきます。

補正予算書の10ページ、11ページを御覧ください。通知いたします。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費の国県支出金1,287万6,000円の財源更正でございます。

本交付金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で、充当先は児童・生徒学校給食費給付金3,828万9,000円の中に充当されるものでございます。

以上が、本補正予算に係る教育総務課の説明でございます。

以上です。

○南委員長　説明は以上でございます。

御質疑のある方は、御発言をお願いいたします。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長　ないようですので、本日の委員会は教育委員会の審査をもって終了をいたします。ありがとうございました。

明日は、総合病院と水道部をやりたいと思いますので、ありがとうございます。

これにて散会いたします。

（午後 4時14分 閉会）